

平成17年第2回由利本荘市議会定例会(9月)会議録

平成17年9月7日(水曜日)

議事日程第3号

平成17年9月7日(水曜日)午前10時開議

第1. 一般質問(発言の要旨は別紙のとおり)

| | | | | |
|-----|------|----|-----|----|
| 発言者 | 57番 | 小松 | 勘一郎 | 議員 |
| | 11番 | 本間 | 明 | 議員 |
| | 66番 | 阿部 | 一雄 | 議員 |
| | 113番 | 佐藤 | 栄吉 | 議員 |
| | 106番 | 小林 | 隆 | 議員 |
| | 13番 | 柏倉 | 孝雄 | 議員 |
| | 79番 | 三浦 | 勉 | 議員 |
| | 103番 | 村上 | 文男 | 議員 |
| | 84番 | 佐藤 | 清 | 議員 |

本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

出席議員(122人)

| | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1番 | 佐藤 | 實 | 2番 | 新田 | 豊治 | 3番 | 三浦 | 秀雄 |
| 4番 | 小杉 | 良一 | 5番 | 遠藤 | 忠平 | 6番 | 小松 | 幸夫 |
| 7番 | 成田 | 正雄 | 8番 | 佐藤 | 佐一 | 9番 | 今野 | 洋一 |
| 10番 | 堀 | 友子 | 11番 | 本間 | 明 | 12番 | 佐藤 | 十内 |
| 13番 | 柏倉 | 孝雄 | 14番 | 高橋 | 和子 | 15番 | 工藤 | 兼雄 |
| 16番 | 村上 | 寿康 | 17番 | 佐々木 | 紘一 | 18番 | 渡部 | 功 |
| 20番 | 小松 | 義嗣 | 21番 | 小松 | 久徳 | 23番 | 佐々木 | 富春 |
| 24番 | 佐々木 | 隆一 | 25番 | 佐藤 | 千秋 | 26番 | 工藤 | 実 |
| 27番 | 石川 | 久 | 28番 | 茂木 | 一夫 | 29番 | 東海林 | 錦一 |
| 30番 | 佐藤 | 弘志 | 31番 | 佐々木 | 慶治 | 32番 | 阿部 | 薫 |
| 33番 | 齋藤 | 作圓 | 34番 | 三浦 | 彦一 | 35番 | 阿部 | 弘章 |
| 36番 | 生駒 | 重孝 | 37番 | 佐藤 | 孝 | 38番 | 今野 | 晃治 |
| 39番 | 佐藤 | 譲司 | 40番 | 畑山 | 作喜 | 41番 | 井島 | 市太郎 |
| 42番 | 三浦 | 一男 | 43番 | 川上 | 幸一 | 44番 | 渡部 | 馨 |
| 45番 | 三浦 | 晃 | 46番 | 土田 | 与七郎 | 47番 | 三浦 | 憲夫 |
| 48番 | 武田 | 吉二 | 49番 | 佐藤 | 賢一 | 50番 | 渡会 | 利男 |
| 51番 | 吉田 | 登美子 | 52番 | 池田 | 千紗子 | 54番 | 佐々木 | 長円 |
| 55番 | 高橋 | 東悦 | 56番 | 村上 | 亨 | 57番 | 小松 | 勘一郎 |
| 59番 | 齊藤 | 貞雄 | 60番 | 伊藤 | 文治 | 61番 | 東海林 | 鋼太郎 |

| | | | | | |
|---------|-------|---------|------|---------|-------|
| 6 2 番 | 佐藤耕秀 | 6 3 番 | 前川侖 | 6 4 番 | 藤田克之 |
| 6 5 番 | 三浦功 | 6 6 番 | 阿部一雄 | 6 7 番 | 若林徹 |
| 6 8 番 | 鈴木昇 | 6 9 番 | 伊藤周平 | 7 0 番 | 伊藤静治 |
| 7 1 番 | 田中昭子 | 7 2 番 | 戸田久一 | 7 3 番 | 佐々木勝二 |
| 7 4 番 | 齋藤豊明 | 7 5 番 | 小松義正 | 7 6 番 | 長沼久利 |
| 7 7 番 | 今野義親 | 7 8 番 | 加藤富男 | 7 9 番 | 三浦勉 |
| 8 0 番 | 加藤進 | 8 1 番 | 伊藤順男 | 8 2 番 | 佐藤拓夫 |
| 8 3 番 | 佐藤宗雄 | 8 4 番 | 佐藤清 | 8 5 番 | 吉尾憲一 |
| 8 6 番 | 今野修 | 8 7 番 | 田口長美 | 8 8 番 | 正木正行 |
| 8 9 番 | 佐藤勇 | 9 0 番 | 今野英元 | 9 1 番 | 佐々木信健 |
| 9 2 番 | 渡辺正史 | 9 3 番 | 正木一男 | 9 4 番 | 小野健二 |
| 9 5 番 | 茂木成 | 9 6 番 | 小松敏博 | 9 7 番 | 伊藤健一 |
| 9 8 番 | 大場重夫 | 9 9 番 | 斉藤好文 | 1 0 0 番 | 加川一男 |
| 1 0 1 番 | 高橋賢一 | 1 0 3 番 | 村上隆 | 1 0 4 番 | 菅野芳一 |
| 1 0 5 番 | 真坂孝衛 | 1 0 6 番 | 小林孝義 | 1 0 7 番 | 鈴木貞栄 |
| 1 0 8 番 | 佐々木文勝 | 1 0 9 番 | 佐藤孝義 | 1 1 0 番 | 加藤勝吉 |
| 1 1 1 番 | 梶原直一 | 1 1 2 番 | 佐藤豊昭 | 1 1 3 番 | 佐藤安幸 |
| 1 1 4 番 | 藤原友一 | 1 1 5 番 | 高橋昭 | 1 1 6 番 | 三森孝 |
| 1 1 7 番 | 畠山作四郎 | 1 1 8 番 | 東海林 | 1 1 9 番 | 佐藤嘉孝 |
| 1 2 0 番 | 田口良一 | 1 2 1 番 | 堀内和夫 | 1 2 2 番 | 塚田達嗣 |
| 1 2 3 番 | 土田長夫 | 1 2 4 番 | 鈴木和夫 | 1 2 5 番 | 熊田真弓 |
| 1 2 6 番 | 高橋信雄 | 1 2 7 番 | 齋藤栄一 | | |

欠席議員（5人）

| | | | | | |
|-------|-------|---------|------|-------|------|
| 1 9 番 | 大場良太郎 | 2 2 番 | 小松賢 | 5 3 番 | 石井綾夫 |
| 5 8 番 | 齊藤信 | 1 0 2 番 | 山崎貞美 | | |

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------|-------|-------|------|------|------|------|-------|---|------|------|------|---|-------|------|
| 市 | 長 | 柳田弘 | 助 | 役 | 鷹照賢隆 | | | | | | | | | | | |
| 助 | 役 | 村上隆司 | 監 | 査 | 委員 | 加藤寿 | | | | | | | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 佐々田亨三 | 企 | 業 | 管 | 理 | 者 | 佐々木秀綱 | | | | | | | |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 佐々木永吉 | 企 | 画 | 調 | 整 | 部 | 長 | 猿田正好 | | | | | |
| 市 | 民 | 環 | 境 | 部 | 長 | 松山祖隆 | 福 | 祉 | 保 | 健 | 部 | 長 | 豊島一郎 | | | |
| 農 | 林 | 水 | 産 | 部 | 長 | 小松秀穂 | 商 | 工 | 観 | 光 | 部 | 長 | 藤原秀一 | | | |
| 建 | 設 | 部 | 長 | 佐々木孝一 | 国 | 体 | 事 | 務 | 局 | 長 | 多田厚 | | | | | |
| 行 | 政 | 改 | 革 | 推 | 進 | 本 | 部 | 事 | 務 | 局 | 長 | 佐々木均 | 齋藤隆一 | | | |
| 矢 | 島 | 総 | 合 | 支 | 所 | 長 | 植村清一 | 岩 | 城 | 総 | 合 | 支 | 所 | 長 | 渡部專一 | |
| 由 | 利 | 総 | 合 | 支 | 所 | 長 | 木内芳一 | 大 | 内 | 総 | 合 | 支 | 所 | 長 | 堀川喜久雄 | |
| 東 | 由 | 利 | 総 | 合 | 支 | 所 | 長 | 畠山基保 | 西 | 目 | 総 | 合 | 支 | 所 | 長 | 鷹嶋恵一 |

| | | | |
|-------------------------|-------|-------------|------|
| 鳥海総合支所長 | 佐藤善昭 | 出納局長 | 小松茂樹 |
| 消防長 | 福岡憲一 | 選挙管理委員会事務局長 | 齋藤悟 |
| 監査委員事務局長 | 佐々木泰輔 | 農業委員会事務局長 | 上山正義 |
| 教育次長 | 中村晴二 | ガス水道局長 | 工藤秋雄 |
| 総務部政策監 | 高橋勉 | 副消防長 | 佐藤文男 |
| 総務部次長兼 総務課長兼 職員課長 | 中嶋豪 | 総務部次長兼財政課長 | 小松浩 |
| 企画調整部次長兼 企画調整課長 | 渡部聖一 | | |

議会事務局職員出席者

| | | | |
|----|------|----|------|
| 局長 | 熊谷正次 | 長 | 石川隆夫 |
| 書記 | 鎌田直人 | 書記 | 石郷岡孝 |
| 書記 | 遠藤正人 | 書記 | 阿部徹 |

午前 9時58分 開 議

議長（齋藤栄一君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

19番大場良太郎君、22番小松賢君、53番石井綾夫君、58番齋藤信君、102番山崎貞美君より欠席の届け出があります。

出席議員は122名であります。出席議員は定数に達しております。

議長（齋藤栄一君） それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

議長（齋藤栄一君） 日程第1、きのうに引き続き、一般質問を行います。

57番小松勘一郎君の発言を許します。57番小松勘一郎君。

【57番（小松勘一郎君）登壇】

57番（小松勘一郎君） おはようございます。

台風14号のつめ跡も大変な状況を報じられております。そういう中で、きょうは日本一マンモス議会と言われる議会第3日目であります。そしてそのトップバッターに立つという、何かそういう複雑な思いもしないわけではないですけども、当局の考え方をいろいろな角度から質してみたいと、そういうふうに思うわけであります。

既に通告してありますが、4項目出してあります。まず私の考えを述べ、また、当局の考えと今後の見通し、こういうことについてもいろいろ伺ってみたいというふうに思います。

いろいろな現状認識やら、あるいは把握やら理解の仕方が、まだ私たちもそれぞれのエリアをきちっと足で回って見るということは、なかなか至難であります。そういう中で、たぶん事務方の人たちも、それぞれの分掌の中で足で確認をするというところまで

は、なかなかいってないのではないかなと、そういう思いもあります。

いずれにしても8つのエリアというものは非常に広いということもきのうからも言われておりますが、それも言うまでもないことであります。しかし、地形もいろいろ、人々の生活もいろいろです。そして、周辺部、地形的に言いますと、そういう言い方が正しいでしょうが、周辺部農山村地域というのは、共通して言えることは豪雪地帯である。ゼロのところもあるし、もう1メートル、2メートル近い、そういうところもあるわけで、そういう現状であります。6カ月は雪の中、そして等しく言えることは、ほかの産業が非常にそういう地域というのは乏しいという、こういう状況があります。そして農業経営にしても非常に零細で、集落ごとにもいろいろ格差が見られます。何カ所か歩いてみて感じたことは、和牛を数頭飼われているわけでありましたが、敷わらのないようなところに和牛が寝そべっている状況を見て、私などは、素人でありますのでよくわかりませんが、それでどうだろうか、そういう思いできたところもありました。

また、少子高齢化率も高く、そして活力がやっぱりないという感じが足やら耳やら、そして目で体感できた、そういう地域でありました。

さて、秋は台風もやってきているわけですがけれども、恵みも運んでくれるそうでもあります。しかし、当局の答弁からもいろいろな恵みを与えてくれることを私は期待して、そして限られた時間内で質問を展開してみたいと、こういうふうに思います。

昨日、同僚議員からも、複数の方からも教育にかかわる発言がありました。私もきょうの項目に示されているとおりであります。教育にかかわる、関することを申し上げてみたいと思います。

きのうの発言の中から、最終的には一体どういう方向に行ってしまうのという心配がありましたので、そういうところから入っていきませんが、通学費の援助は廃止するという方向、これは私は絶対認めるわけにはいかない。そして奨学金に云々という答弁がありました。奨学金に云々は、それは別の問題でありまして、それはまったくすりかえだと、私はそういうふうに思います。そういう思いから、まず私は高校生の通学費援助を継続するという、そして地域や支給対象生徒の拡大を図るべきだというのが私の考えであります。このことについては随分前からそう思いを持ってきたわけでありましたが、まず先月、調査してみました。大内教育事務所を訪ねまして、いつから大内地域ではそういうものを考えてきたのか、というものを質してみたら、四十七、八年ごろ、上川地区を対象に通学費の年額掛ける15%、このことがいつからかよく記録がないのでという話でしたけれども、現在は7%だというふうに言われました。そして対象生徒は128名、そういう話でありました。まず私はですね、この行財政運営に基づいてそうしなければならないということになれば、みんながそれぞれ首長になっていかないと何ともならないことではないのかと、そういうふうに結論してみたわけでありましたが、それは民主主義ではないわけでありまして、どうしても大きな声で言い続けなければ、やっぱりならないなという思いで今申し上げているわけでありまして。

いずれにしてもそういうような地域の、いわゆる上川地区だけではなくて、東由利もそうです。鳥海もそうです。矢島の一部もそうです。羽後交通さんに行って、いろいろ月どのくらいの定期代になるのかなという思いで調べてみましたら、笹子の始発からでしょうか、本荘までは約3万円近いんですね、毎月。それから、羽広からだと2万

8,000くらい、東由利の黒淵というところからも同じように2万7,000円ぐらい。わりと近い矢島 - 本荘間、これも1万8,000円。こういうような、高等学校に納める、学校に納めるものというのは、いろいろなその授業料以外にもあるんで、これは1万円未満ですね、毎月。しかし、通学費というのは、その3倍もかかる。こういうことであります。だから援助すべきだと。

もう一つきちっと把握してもらいたいのは、そういう地域に住むほかの産業がなかなかない。今の零細な、町工場みたいなものがありますが、そういうところで1カ月間おかあさんたち働くわけですが、何ぼ、何年ぐらい行きましたと聞くと、20年もたちましたと。わりども何ぼぐらいもらってますかと。手取りで10万円もらってません、こういうふうに言います。そうすると、子供におかあさんの分がすぼっと行くという形。そして、その子供たちは、やがて高校を出ると来ない、二度と戻って来ない、そういう状況がこういう地域には多く見られます。こういうことを申し上げて次のところにいきたいと思います。

2つ目は、小中学校教育の施設や設備の拡充、そして拡充といっても、なかなかこれも金がなければできないという話になると思いますが、何とか学区制の再編成、こういうものを考えてみたらいかがなものでしょう。きのうも教育長、いろいろな角度からそのことを申し述べておりましたけれども、一概に学区制を変更する、あるいは統廃合を進めるといのは、なかなか難しいことだろうと思いますけれども、私、こんな思いをしました。委員会で由利地域の小学校、それから本荘地域の本荘東中学校、このところを、見せられたという思いがしてならないんです。大変なその思いをして見てきました。びっくりしたことはびっくりしましたが、いいなと思いました。でも、ああいう特別なものを2つつくって、どういう研究をこれから教育研究所ではしていくだろうかという思いもしてみました。そして、最後の方でしたか、道川小学校を見せてもらいました。本当に何といたらいいでしょう、例えようのない、言いようのない思いをしました。道川・亀田地区というのは、昔からいろんな思いがあってのところでしたけれども、いやぁもう大変なその城を建てて、しかも全県的にもかなり知られているところではありますが、こんな学校をよくも今までほうっておいたもんだなという思いをしてならなかったんです。そういう思いで私は小中学校を本荘東中学校や、あるいは由利小学校のようなものをつくれとは、そんな暴論は言いません。がしかし、何とかしてそういう方向に持っていくことだけは強く申し上げておきたい、こういうふうに思います。

次に3つ目であります。

これも私、原稿を書いたからしまったなあと思いましたけれども、既に国土地理院では合併を想定してですね、きちっとした地図を作成してあるということの後で思いましたので、若干違った考えを出してしまったなという思いであります。

まず、秋田県全図に見る由利本荘市の行政地図、行政図ですね。それから白地図を家庭や学校にぜひ配ってほしい、そういうことを申し上げたかったんです。

自分の住んでいる位置を知るといことは、青少年に夢を与えるというよりも、膨らませるといふそういう効果、教育効果といいましょうか、そういう効果があると思います。そして、子供には夢をどんどん持たせていくと同時に、自分たちの住んでいるエリアを自由に書いてみるという作業があると思うんです。そういうようなことをさせたら

どうだろうかという思いで私は地図の配布、地図帳の配布ということを申し上げているわけでありまして。子供の自由奔放な部分を伸ばしていく、あるいはその芽を伸ばしていきますと、私たちが気づかないような由利本荘市のエリア像というものを描いてくれるのではないのでしょうか。そういう思いをしたわけでありまして。国土地理院では既に準備されておりますので、どうぞ買ってくださいというような言い方でありました。これが3つ目でありまして。

最後に4つ目でありまして、道路のことと関連するわけでありましてけれども、鳥海山観光、鳥海山の資源、観光、観光資源を由利本荘市が命運をかけて取り組むべき私は大プロジェクト計画であるというふうにも思ってみたくて。日本海側をずっと山口県の方から追ってきますと、国立公園や国定公園というのが海岸線を中心をずっと青森県まで9つあります。そういうところには、それぞれの歴史と人々の暮らしがあるわけですが、最近よく言われているように、観光というものは一朝一夕にしてできあがっていくものではないと思います。思いますが、なかなか鳥海山というものは全国的に知られているというところまではいってないんでないかなという思いであります。私は、秋田県でも山があって、そして海岸までそれがずっと裾野が広がっている。そして日本海がある。こういうところは、日本海岸にはそうざらに見られる状況ではないと思います。そういうことを考えたときに、この観光資源をぜひこれからの由利本荘市の将来像を描くときに、もう1番目に入れて、そして道路の開発、それから道路網で結ぶそれぞれの今までの旧市・町のエリアをですね、これをきちっとしていく必要があるんじゃないかと、こういう思いから鳥海山観光資源の開発というものを見たわけでありまして。

いずれにしても当局は、それぞれのことについて、どういう思いをしているのか、どういう方向にもっていく、いこうとしているのか、そういうことを私は尋ねてみたい、こういう思いから一般質問に立ったわけでありまして。

以上で終わります。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 小松勘一郎議員のご質問にお答えいたします。

最初に、高校生の通学援助を継続し、地域や支給対象生徒の拡大を図るべきとのご質問に対しましてお答えしますが、昨日、池田千紗子議員のご質問にもお答えしましたが、高校生の通学費援助については、旧大内町が独自に行ってきた事業であり、合併協議会でのすり合わせで決定された事項でもございますので、現行の諸施策の中でできる対策を考えてまいりたいと存じます。

次に、2番の小中学校教育の施設・設備の拡充と、学区制の再編成を検討すべきと考えるがについてでございますが、今まで各地域ごとに学校施設・設備の整備・充実に努力し、独自の特色ある学校づくりを進めてまいりました。合併を機に、各教育事務所ごとに教育懇談会などを設置することで、地域の思いや願いを吸い上げながら、これまで以上に地域の主体性を生かした学校教育を展開すべく、地域ごとの整備の状況を見きわめつつ、可能な箇所から順次計画的に改善を図ってまいり所存であります。

何よりも由利本荘市の将来を担う子供たちが、大きな夢をもちながら心豊かな成長と、確かな学力の向上を図っていくために、施設・設備の整備を中心とした教育環境の充実

を図っていきたいと考えております。

また、学校就学指定につきましては、ご承知のとおり、市町村教育委員会はその設置する小学校や中学校が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校または中学校を指定することとされており、その際に、あらかじめ地域の実情や地理的条件を踏まえて各学校に通学区域を設定し、それに基づいて就学すべき学校が指定されております。

しかし近年は、区画整理事業や交通事情により、通学区域についても変化してきておりますが、通学区域の設定や変更にあたっては、地域ごとにさまざまな歴史的な経過や複雑な事情もありますので、今後、地域のご理解とご協力をいただきながら慎重に対応してまいりたいと存じますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

次に、3番の秋田県全図の中にみる由利本荘市の行政地図、白地図を家庭や学校に配布すべきと考えるがにつきましては、教育長がお答えいたします。

次に、4の鳥海観光資源の開発の問題でございますが、本市では新市まちづくり計画の重点施策の一つとして、観光の振興を位置づけております。平成17年度中に策定される新市総合発展計画をもとに、個別ビジョンとして観光振興計画を策定してまいりたいと考えております。

計画策定に当たりましては、庁内で計画素案をまとめまして、平成18年度には策定委員会を立ち上げまして、中長期展望の計画を策定してまいりたいと存じます。

本市では、地域の象徴ともいえる鳥海山と山ろくの鳥海高原を最大の観光資源ととらえ、観光振興を推進してまいります。

恵まれた豊かな自然は、何物にもかえがたい地域の宝でありますし、これを活用する以外に振興策はないものと考えますので、新たな観光資源の掘り起こしをも図りながら、将来を見据えた魅力ある観光地の確立に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（齋藤栄一君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 小松勘一郎議員の教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

3の秋田県全図の中にみる由利本荘市の行政地図、白地図を家庭や学校に配布すべきと考えるがについてであります。ご指摘のように自分の住んでいる位置や地形、地勢を知ることによって、さらには未知の土地や宇宙にまでも思いをはせるなど、子どもたちの夢は膨らみ、将来に向かっての希望を抱き、確かな歩みを続けることができると確信いたしております。

そこで、今年度の本市の学校教育の重点目標の中で、自然や地域を活用したふるさと教育の推進を共通実践課題として取り上げ、各校でさまざまな教育活動の中で取り組んでいるところでございます。特に、小学校3・4年生の社会科におきましては、由利本荘市としての社会科副読本を作成し、地域に学び、地域に貢献しようとする見方や考え方を醸成しているところでございます。

ところで、ご承知のとおり地域の地形の様子や住民生活の状況、産業の違い等を考えさせ、比較したり、まとめたりしたことを資料として作成する際に地図は欠かせない資料でございます。そこで、本荘地域では、昨年度に教育研究所編集委員会のもとで新し

い小学校社会科副読本を編集し、その添付資料として由利本荘市全体図と本荘地域図の地図を作成し、既に配布しております。本荘以外の地域でも3年に一度の改訂をして子供に活用させてまいったところでございます。

また先ごろ、市内全部の小中学校に由利本荘市全図を配布しましたが、授業で使用する白地図についても、トレースするなど拡大いたしまして子供たちがみずから調べ、まとめる学習の際の資料として大いに活用できるように、家庭に対しても支援にあたりたいと考えております。

以上でございます。

議長（齋藤栄一君） 57番小松勘一郎君、再質問ありませんか。57番小松勘一郎君。

57番（小松勘一郎君） 申し上げたいのは、第1番目の1項にある、項目では第1番目ではありますが、きのうからも繰り返して説明といたしますか答弁されているようですが、どうしてもそういう答弁になってしまうのかな、事務方特有の言葉なのかなと、そういう思いがしてならない。かつて大内というのは、豊かな行政エリアではなかったと思います。にもかかわらず現状をよく調査し、把握し、理解して、そして議会初め執行部が、やっぱりあの地域にはやるべきだということを決断したんだろうと思います。ただ、15%から7%に減っていったというのは、決して経済状況がその地域がよくなったということではなさそうであります。むしろ私の目から見ますと、どんどん悪くなっているなという思いがしてならないんです。同じようなことがほかのエリアにも見られるわけです。先ほど申し上げましたように、大変な生活を強いられておる。このことを何とか忘れないで、ぜひ政治を進めてもらいたい、そういう意味の政治を私は期待しておるわけです。それを注文というのでしょうか、そういう思いをもう一遍私は再質問という形で申し上げたのであります。その点、まずお聞きしたい。

それから、教育施設・設備の充実とか、あるいは地図の問題については、それぞれ懇切丁寧な説明で、私もこれからはそうするんだなということによくわかりましたが、やっぱり与えないと子供はなかなか見てくれない。おれたちの住んでいるのは、こういうところなんだなということを感じさせたいということ、学校に限らず家の中でも大人を交えたエリア像を自由に話させるという、そういう状況がほしいなと、こういう思いであります。

以上であります。

議長（齋藤栄一君） 前半の方、当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 小松議員の再質問にお答えしますが、きのうもお答えしましたんですが、きょうも先ほどできるだけ対策を考えてまいりたいと、この中で十分意を酌んでいただけるものと、このように思います。

前は義務教育、今は、これは義務教育でなくて高校の問題です。みんながもう今、高校に行くような時代でございますので、そういう意味ではこの通学費というものは大変それぞれの、何ていうんでしょうか家庭でも重要な事項だろうなというふうに思います。ただ、この中で由利本荘市にある学校に入る人だけなのか、あるいは圏域外に入る人なのか、さまざまあると思います。そうしたことは、やっぱり検討の課題になるだろうなと。それから、キロ数が何キロ以上あれば対象になるだろうとか、そうしたこともろもろあると思いますので、そうしたことも十分踏まえながら検討させていただきたいと、

このように思います。

それから、2つ目の学校の施設とかそうしたことについては、教育長の方からお答えいたします。

以上でございます。

議長（齋藤栄一君） 57番小松勘一郎君、再々質問ありませんか。57番小松勘一郎君。57番（小松勘一郎君） どうしてもその部分が市長とはかみ合わない部分でありますし、市長初め執行部も、おそらくそういうふう結論をいただろうという思いであります。私はやっぱり何とかそれは実現すべきものと訴えて終わりますが、最後にこういうコラムがありましたので紹介して終わります。

「政治に期待するもの。それはささやかでもいい、幸せな暮らしをほしい。」とこういうことがコラムに載られましたので、見えましたので、披露して終わります。

議長（齋藤栄一君） これからのために申し上げますが、質問は質問として、もしそういうことだったら中に入れて最後に疑問符を入れると、そういう形にしていだきたいと思えます。

以上で57番小松勘一郎君の一般質問を終了します。

次に、11番本間明君の発言を許します。11番本間明君。

【11番（本間明君）登壇】

11番（本間明君） 齋藤議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

限られた時間でございますので、先に通告をいたしました順に従い、質問を行います。

大きな1番の（仮称）由利本荘市基本条例の制定について、お伺いをいたします。

新市が発足し、早くも5カ月が過ぎました。旧本荘市民からは、あまり声としては出ておりませんが、旧7町の市民の皆様からは、合併に対する不安の声が私の耳にもまだ入ってきております。それらの不安を払拭し、9万2,000人の由利本荘市民が共通の理念を共有しながら、よりよい新市建設に邁進することに異論はないものとの認識から質問するものであります。

私は、旧本荘市議会の平成15年12月議会の一般質問で、合併論議が高まっている中、来たるべき新市の誕生に備え、前段で申し上げました9万2,000市民が共通認識を持ちながら自治基本条例の制定準備の必要性について提案をいたしました。2000年に地方分権一括法が施行されて以来、国と地方の関係は主従の関係から対等の関係へと大きくシフト変えがなされました。地方分権の象徴として、国から地方への権限委譲が加速し、多少の問題はあるにせよ国や県が管理監督する分野が減り、骨太の方針なり、三位一体の改革が進む中、自治体独自の理念や判断が自己決定、自己責任という言葉に象徴されるように、その重さが増していることは論を待たない事実であります。自治の原理を定めた地方自治法に加え、自治体が独自に目指す価値や理念を示し、行政の透明性や公正さを保障し、情報公開のあり方や市民の行政参加など、市民としての権利と義務の明確化、あるいは行政の責務などを規定した自治基本条例制定の必要性について提案させていただいたものであります。

これらの経緯を踏まえ、今まさに市民と行政と議会が三位一体となって由利本荘市の憲法とも言うべき、（仮称）由利本荘市基本条例の制定について着手すべきと考えます。

先進事例を見ると、特に留意すべき点は、策定に当たって首長や行政が一方的に提案すべきは厳に慎むべきであり、市民の意志の掘り起こしを最重要課題とするべき点であります。その意味からも旧市・町ごとに設置された地域協議会の場で議論していただくことが最良の方法でないかと考えるものであります。

旧本荘市議会での質問について柳田市長からは、以下のような答弁がありました。「自治基本条例の制定は、新市においても検討していかなければならない重要な課題であると考えます。新市移行後、新市住民の意見を十分に聞きながら着手していくべきものと考えております」との答弁でありました。旧本荘市長と現由利本荘市長は同一、柳田市長であります。基本条例制定の必要性について柳田由利本荘市長はどのようにお考えになっておられるのかを伺うものであります。

大きな2番、本市における企業誘致についてお伺いをいたします。

この春の市長選挙における柳田市長のマニフェストには、8つの政策が掲げられておりました。その3つ目には、「商工業に活力を生み、新規創業を支援し、雇用をつくり出します」とうたわれております。そして具体的に、「産学連携を軸に、企業の技術力アップを進めます。同時に新規創業支援策を積極的に行い、『起業なら由利本荘市で』を合い言葉とする支援環境をつくり、地域に雇用を創出します。」とありました。私は景気は踊り場を脱出し上向き傾向にあるという政府発表は中央の話であり、地方がその実感を持つのは早くて1年先と考えるのが妥当であると考えております。よって、依然として厳しい経済環境の中、公約にも掲げ、新しく企業誘致課を誕生させた市長の意気込みになかなかというよりも大いなる期待感を持ったのは私だけではないと思います。

しかしながら6月議会の予算書では、本荘工業団地環境整備事業費、要するに県からの草刈り委託金300万円を含めて364万8,000円の予算がついております。これに対して実際の企業誘致促進事業費が157万5,000円という半分以下の予算説明を委員会でお伺いをいたしました。私は思わず「企業誘致課は草刈りで終わりなのか」と、そう発言をしてしまいました。そこで質問の1点目ですが、市長が施政方針でも述べられている企業誘致課の新設について、具体的な成果を上げるべく予算措置、すなわち157万円を市長のトップセールスを含め、本市に企業誘致ができ得る予算であると市長自身はお考えなのかどうかという点について伺うものであります。

第2は、由利本荘市工場等立地促進条例についてであります。この条例の目的については、市の区域内に工場等を立地する事業者に対して、奨励措置または便宜の供与を講ずることにより、本市工業の振興及び雇用の促進を図るとされております。具体的に奨励措置が4項目挙げられておりますが、その中の用地取得助成金の交付については、現状に合わなくなっているという点であります。と申しますのは、交付額は5,000平米を超える1平米当たり1万円を超えた金額に100分の30を乗じた金額として、1工場等につき3,000万円とするとされております。しかし、あきたリッチプランによると、これまでの分譲価格が平米当たり1万5,800円としていましたから、平米当たり5,800円の100分の30、すなわち3割の助成が希望者があればできたこととなります。しかしながら平成16年度より県の方がこの1万5,800円を半額の7,900円に値下げをいたしております。要するに1万円を下回っておりますから、分譲希望者への交付額はないものとなります。したがって、市単独としての助成金を継続するとすれば、例えば平米当たり

3,000円を超える金額、あるいは思い切って全額助成をし、1工場当たり3,000万円を上限とする等の条例改正が必要と思われるので、当局の見解を伺うものであります。

第3であります、圏域企業と行政のかかわりについて伺いをいたします。

仁賀保3町を含む旧由利本荘地域は、工場の海外シフトの問題等があるにしろ、県内では屈指の工業集積地であります。そういう中であって県立大学の先生方のご指摘の中に、各企業の技術については相当レベルであり、大変光るものがある。しかし、企業の連携がもっと進めば新しいものが生まれる可能性を示唆していると伺っております。県立大学、産学共同研究センター、産業科学技術振興財団、地域中小企業支援センターのさらなる連携強化はもちろんのことですが、これらの組織と地元企業とが大学の先生方の指摘する方向に進めるとすれば、行政の役割が極めて重要になると考えます。国際教養大学のグローバルビジネス課程の山本助教授は、一般的には地元に基づいた産業を成長、強化する戦略が最適だと指摘しております。1980年代、アメリカ・コロラド州リトルトンで始まったエコノミックガーデニングの例から、補助金なども好条件を用いて大企業を誘致し、雇用を拡大する旧来の方法ではなく、手間暇かけて地元の中小零細企業を育成し、地元産業進展につなげる試みでもあります。情報や社会基盤の整備、経済界、行政、教育界、住民との連携が必要な要素としております。既存企業が新分野で事業を始める第二創業や企業内で新事業を始める企業内起業などが効果的としております。この先、商工振興課及び企業誘致課が、どのような戦略を持って行政としてかかわりを持つ考えであるのかという点について伺うものであります。

次に、第4についてであります、本市における本荘工業団地のご案内というパンフレットがございます。その中で市長のごあいさつの中でも書かれておるとおり、工業団地の売りとして県立大学システム科学技術学部と本荘由利産学共同研究センターによる産学連携の実践が述べられております。9万2,000人の市民、一様にその成果を心待ちにし、新技術の開発及びベンチャー企業の立ち上げ等、首を長くして待ち望んでおります。産学共同研究センターの発足は平成13年10月ですから、もう丸4年を迎えようとしております。産業経済常任委員会でも先に訪問させていただき、説明もいただいております。その中で国内の大手企業より技術的な引き合いの話もあるやに伺ってまいりました。加えて特許等との関連で公の場で話すことは極めて難しいとは思いますが、研究成果の現状について、答弁をいただける範囲内の状況説明をお願いするものであります。

大きな3番、地域再生計画への取り組みについて伺いをいたします。

経済財政諮問会議の提言を受け、2002年6月に構造改革特区にかかわる推進組織をつくること閣議決定され、翌2003年4月から特区制度がスタートいたしております。規制緩和の特例措置を地域限定で認めることによって、経済の活性化や新たな産業の創造などに結びつけようと始められた制度と承っております。

ことしの3月の第7次認定まで、全国で約550件が認定されたとしております。しかし、特区の提案数は減少傾向が続き、初回は426件、2回目は651件と関心が高かったのですが、昨年6回目は286件に減っていると報告されております。その理由として、特区の申請分の実現率が2割程度と低いことが挙げられ、特区推進室では、ことしの、今の9月をめどに1,200の提案の中から敗者復活を認めることとしております。

構造改革特区は、規制緩和に限られている点から制度として手詰まり感がある中、政

府は規制緩和のほかに権限委譲や補助金制度を見直し、補助金の交付金化や課税の特例措置を盛り込んだ地域再生法を施行いたしました。自治体が創意工夫した構想を提案し、政府の地域再生本部が各省庁の支援措置を示した地域再生推進プログラムなどに適合、認定されれば、自治体は支援を受けられるとしております。この再生計画は、昨年6月に第1次認定が行われ、ことし3月の第3次認定まで、鳥取県を除く46都道府県で278件が認定を受けております。私は、新市がスタートして5カ月、合併後の地ならし作業が大変なことは重々承知の上からも、新由利本荘市に適合する地域再生計画はどうか、由利本荘市が元気を出し、市役所も活発に動いていくことになれば、市民にも元気が出ると思うのであります。庁内でプロジェクトチームをつくり、市民の意見を聞くのも大いに結構、新市が市民や職員と手を携え、本計画に参入着手することは、まさしく躍動の由利本荘市をつくる起爆剤となり得るのではないかと考えます。当局の前向きな答弁を期待をいたします。

4番、公共工事の品質確保の促進に関する法律、略して品確法の施行について、お伺いをいたします。

去る3月30日の参議院本会議で可決成立し、4月1日に施行されたこの品確法について、本市ではどのように対応するのかを伺うものであります。

同法は発注者に関して入札に参加する業者の技術的能力、工事の経験や工事成績などを審査したり、工事の監督・検査を適切に実施することなどの責務を明記されたものであります。会計検査院の2004年の検査では、大部分の市町村には工事の監督・検査を実施するための要領がないことが判明し、建設団体の調査でも過半数の市町村では設計・施工の知識を持つ技術職員が十分に配置されておらず、4分の1の市町村では1人もいないことが明らかになっております。公共工事の品質が今になって問題視されるのは、縮小する公共事業費をめぐる競争が激化し、異常と思える低価格入札がふえたりしている中、安かろう、悪かろうという工事が出現する可能性があるからとされております。私自身も新築になった水林の斎場の供用直後、エントランスホールに既に大きな亀裂があるのを見た経験がございます。早速、管理する部署に連絡をした経緯もありますけれども、設計管理者、あるいは品質管理についての民間デベロッパーの存在も承知しておりますが、今回の法律は貴重な税金で行われる公共工事について、発注者である自治体が主体的に土木技師、あるいは建築技師によるチェックを行えということであり、本市における工事発注後の現状と対策について伺うものであります。

最後に、5番になりますが、本荘地域に屋内ゲートボール場の建設についてお伺いをいたします。

ゲートボールは1947年といえますから、今から58年前、雪国北海道で考案されて以来、全国に普及し、今では義務教育の中にも採用されるほどの大衆スポーツとして定着していることはだれしも認めるところであります。グラウンドゴルフやパークゴルフ、あるいはターゲットバードゴルフなどの普及も施設の完成とともに、その愛好者がふえているところであります。ゲートボールが普及している源は、簡易性と戦略を駆使する競技性がうまく調和している点だと言われております。単に体力や技術を競い合うだけでなく、仲間を助け合いながら、多彩な作戦や戦術をも計算しながらチームプレーを繰り広げる奥深さは、ほかの追隨を許さないと愛好者の皆様は話しております。

さて、質問の本題ですが、本荘地域にも屋内ゲートボール場がほしいという市民要望については、市長の耳にも当然入っていると思います。旧本荘市議会の平成14年3月議会に、前に議員をなさっておられました加藤勲氏と私の2名が紹介議員となりまして屋内ゲートボール場の建設を求める請願を提出しており、満場一致で採択となっております。

以後3年が経過しておりますが、この施設についての計画等一切耳に入ってきておりません。地方自治法第125条、採択請願の措置あるいは旧本荘市議会会議規則第135条の2項及び第136条の規定による請求はいたしておりませんでしたので、採択後の経過を伺うことはいかなるものかとも思いましたけれども、議会事務局に問い合わせをしましたら、先例もあることから問題はないということで質問をいたしております。旧本荘市のゲートボール愛好者は、冬期になると隣接する旧町の屋内ゲートボール場を借りたり、既存の体育館に敷物を敷いたりしながらプレーをしてきております。由利本荘市の人口の2分の1を占める本荘地域に屋内ゲートボール場がほしいという市民要望は当然のことと考えます。あえて申し上げますと、先に請願を提出された皆様は、市の財政事情もあることから、最低限、例えば南内越第二クリーンセンターに屋根だけでもできないだろうか、控え目に話をいたしております。屋内ゲートボール場建設についての請願が採択された後の検討内容及び実現の可能性について伺うものであります。

以上で、前向きな答弁を期待しながら私の一般質問を終わります。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 本間議員のご質問にお答えいたします。

初めに、（仮称）由利本荘市基本条例の制定についてのご質問であります。市民と行政が一体となったまちづくりを進めるためには、情報公開による透明性の高い市政運営を行いながら、市民のまちづくりへの主体的参加と行政との適正な役割分担が重要であり、その基本的考え方を条例化することで共通理解を保つことは一つの手法ではあるとは認識しております。

しかしながら一方では、各地域それぞれの個性、特色を生かしたまちづくりも必要であり、条例化によって画一的なものにしてはならないとも考えるところであります。

いずれにいたしましても、市民と行政が共通認識を持ちながら一体となり、みずからの地域はみずからがつくっていくという意識の醸成が重要であることから、条例化を含め、みずからのまちづくりについて地域協議会等で十分に議論を深めながら、その方向性を探ってまいりたいと存じます。

次に、本市における企業誘致についての（1）企業誘致課の予算についてであります。企業誘致課は企業の誘致・立地を促進し、地域経済・産業の活性化を推進することにより、雇用拡大や若者の定住を図るために設置した課であります。

平成17年度予算につきましては、ご承知のように旧市・町の持ち寄り予算でございますので、企業の誘致・立地を促進するための戦略的な予算は特に盛ることができなかったのが実情でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

そのため、本年度はまず、地域企業の状況把握のため、積極的に企業訪問を実施し、工場移転や事業拡大による本荘工業団地への入居の可能性の情報収集と、産・学・官の

連携をさらに深めるための産学官地域交流セッションなども開催し、県立大学と連携しながらベンチャー企業の掘り起こしにも努めておるところであります。

今後は、秋田県と緊密な連携を図りながら、地域産業の現状と課題を踏まえた戦略的な誘致・立地活動のアクションプランを検討し、新年度予算に反映させてまいりたいと考えております。

次に、(2)の由利本荘市工場等立地促進条例の見直しについてであります。秋田県では平成16年度に本荘工業団地の立地促進をアピールするため、分譲価格及びリース価格をそれぞれ50%引き下げ、分譲価格は1平方メートル当たり7,900円、リース価格は年間1平方メートル当たり256円としたところであります。

本荘工業団地に誘致・立地を促進するためには、企業の初期投資額の負担を軽減することは企業にとっては大きな魅力となることから、旧本荘市では用地取得助成金の基準額改正について検討をしましたが、市町村合併も控えていることもあり、その基準額改正幅等については合併協議会の分科会で協議・検討した結果、合併後に調整することとなったところであります。

企業の誘致・立地は雇用機会の創出や地域産業の活性化を初め将来を担う若者の定住など、新市の最重要課題だと思っております。

このため、市といたしましては県の方譲価格へのかさ上げ補助を行う条例の見直しも含め、現在検討中でございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、(3)の圏域企業と企業誘致課(行政)との関わりについてであります。

本地域では、全国で初めての学部秋田県立大学システム科学技術学部が開学したのを機に、企業の皆様への有効かつタイムリーな支援施策を展開するため、本地域独自のネットワークの構築を推進しているところであります。

このネットワークは、産・学・官連携による共同研究や地域企業活性化への支援、交流活動の拠点である本荘由利産学共同研究センター、その管理運営を行う財団法人本荘由利産業科学技術振興財団、地域産業界と県立大学、新技術・新事業の創出のため設立された本荘由利テクノネットワークと経営革新に支援を行う本荘由利地域中小企業支援センターで構成されております。

地域の人材力と現場力を高め、地域産業の持続的発展のため産学官地域連携交流セッションを開催してまいりましたが、これからもこうした企業間の連携を強めるため、継続して開催してまいりたいと考えております。

また、企業訪問などを通じてネットワークのPRに努め、地域企業の皆様に有効に活用していただける環境づくりにも努力してまいります。

次に(4)の産学共同研究センターの研究成果についてであります。この研究センターは、平成13年10月の開所以来、財団法人本荘由利産業科学技術振興財団が管理運営主体となり、秋田県立大学システム科学技術学部を初め、県内外の大学・試験研究機関と産・学・官連携による新技術・新製品開発を目指した共同研究を進めるほか、地域起業活性化への支援、ものづくり経営体質強化研修などによる人材育成支援、企業情報システムなどによる各種情報の提供など、多種多様な分野の企業が立地する足腰の強い産業基盤を確立するため、取り組みを推進しているところであります。

新技術・新製品開発を目指した共同研究からは、これまでに金属加工技術について財

団が2件の特許を取得しており、本年度はさらに1件の特許を出願する予定であります。現在は、これまでの共同研究を継続するとともにICタグの実用化研究、非結晶合金の応用研究などの、当地域の先端技術集積を基礎とした研究開発に取り組んでいるところであります。

今後は国の制度である提案の公募型の競争的科学研究資金の獲得に努めながら、医療福祉機器の開発、廃木材チップの実用化研究など、医療と工業、農業と工業の連携による研究開発を支援してまいりたいと存じます。

また、地域中小企業支援事業を継続する中で、本間議員の質問にもありました航空機、ロケット産業に関連のある大手企業が、部品及び治具の製造における提携企業を求めているとの情報があり、研究センターとしては専任のコーディネーターを配置して既存企業の新しい産業分野への共同進出を継続支援しているところであります。

研究センターの活動成果として、推進している事業内容をご説明いたしましたが、秋田県立大学との連携をこれまで以上に密にして、これらの事業が、地域の産業と経済の発展につながることを本市としても期待しているところであります。

次に、大きい3の地域再生計画への取り組みについてであります。

国が示している地域再生計画は、地方自治体と住民が一丸となって知恵を絞り、地域の資源や強みを活用しながら地域づくりを達成することで、地域経済の活性化と地域雇用の創出を実現していくこととしており、規制緩和が中心である構造改革特区制度において不足な部分を盛り込んだ制度であります。

本市においても、子吉川・芋川アンド日本海癒しの水環境再生計画が本年6月に認定され、汚水処理施設整備交付金を活用する事業として事業実施しております。

合併により誕生した本市は、恵まれた観光資源とあわせて、それぞれの地域が歴史と文化を持ち合わせており、この制度は、それらを生かした各総合支所ごとの地域拠点整備において、活用可能な制度であると認識しております。

こうしたことから、地域再生計画については、地域協議会を中心に、それぞれの地域に特異的な資源や強みがないか話し合いを進めながら、制度の活用について検討してまいります。

次に、4番の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行についてお答えします。

公共工事の発注後の対応につきましては、工事請負契約の適正な履行を確保するため、財務規則の規定に基づき、工事の監督職員及び検査職員を定め、契約書、設計書等に基づき、工程の管理、主要資材の検収等を実施し、施工状況の確認、検査等を行っております。

主に工事の設計や監督、検査を担当する土木・建築関係の技術職員は、現在38名おり、国、県等の設計・技術基準等を参考に専門的見地から、これらの発注関係事務を執行しております。

また、工事の難易度や規模によっては、専門的知識を有する民間業者への工事監理を委託するなど、工事内容に応じた対応を行っております。

今後とも、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨にのっとり、適切な工事発注関係事務の執行を図り、公共工事の品質確保に努めてまいります。

次に、5番の本荘地域に屋内ゲートボール場をにつきましては、教育長がお答えいた

します。

以上でございます。

議長（齋藤栄一君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 本間議員の教育委員会関係の質問にお答えいたします。

本荘地域に屋内ゲートボール場の建設についてであります。本荘地域の屋内ゲートボール場の建設につきましては、これまで多くの市民や関係団体からも要望があり、旧本荘市で設立いたしました本荘由利総合体育施設整備構想委員会での検討や、国の補助制度等についても調査してまいりましたが、厳しい財政事情もあり、現在に至っている状況であります。

今後におきましては、新市まちづくり計画の中に位置づけられているスポーツ施設の整備事業の中で調整を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

なお、現在、由利本荘市には屋内施設として10カ所、合計17面のゲートボール場がありますので、愛好者の皆様には新市誕生を機会に、地域間交流の場としてご利用いただきますようお願い申し上げます。

議長（齋藤栄一君） 11番本間明君、再質問ありませんか。11番本間明君。

11番（本間明君） 教育長からゲートボール場の答弁をいただきました。まさしく厳しい財政状況ということは、市民も我々も共通認識を持っているわけでございます。少なくともこれまで旧本荘市の愛好家の皆さん方からは、数年来このことについては、先ほども申し上げましたように請願も採択になり、という状況の中で、なぜやる気になっていただけないのかなという思いが非常に強うございます。この先のまちづくり計画の中に入れていくやに今、教育長の答弁、私そう聞きました。ということは、少なくともこの先、おそらく10年のスパンの中で考えられるんだろうとは思いますが、その辺にどのくらいの思い込みの中で教育長がこのことを、なるべく早くというふうな意味合いでの、そういうことでの答弁をいただければありがたいと思います。あと3分ですので、まだありますけれども、よろしく申し上げます。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。佐々田教育長。

教育長（佐々田亨三君） スポーツ施設の整備事業というのは、各方面から検討されておりますし、国体を契機にもされておりますので、前向きに検討していきたいと思っております。

議長（齋藤栄一君） 以上で11番本間明君の一般質問を終了します。

次に、66番阿部一雄君の発言を許します。66番阿部一雄君。

【66番（阿部一雄君）登壇】

66番（阿部一雄君） 通告書に基づきまして3点にわたりにまして一般質問をすることになっておりましたが、昨日の6番小松議員さんのアスベストに関する質問につきましては、再度私から質問することはいかなものかなと、こういう考えに立ちまして、昨日、議長に3点目の質問は取り下げをさせていただきたい、こういうような申し出をいたしておりますので、議会の皆さんからもよろしくご理解をいただきたいと思います。

平成17年3月22日、由利本荘市誕生以来、約4カ月余、あっという間に年度の3分の

1の月日が経過いたしました。去る6月の第1回市議会の定例会では、由利本荘市助役・監査委員の選任及び教育委員会委員の任命の同意等々、各行政委員会委員も決定なされました。加えて平成17年度一般会計予算、約511億円。15の各特別会計予算、約278億円及び各企業会計予算額約44億円と、以上予算合計総額約833億円が可決なされました。人事も整い、17年度予算執行も順調に行われている様子に、市民の皆様もまずは一安心ということでありましょう。平成17年度予算は3月22日、新市発足という日程上、新市において編成は不可能と判断なされ、1市7町でそれぞれ編成し、その積み上げ合算額であります。合併初年度において激変を避けるとの点からも異論を差し挟むものではありませんが、平成17年度は港の中で出港準備の1年間であり、18年度からは外洋に向け出港しなければならないと例えることができると思います。果てしない外洋は、穏やかなる港の中とは異なり、怒濤逆巻く荒波の航海のときも多々あり得ると思います。全国の合併市町村の多数は、条件は差異のないものと考えますが、9万2,000人の乗り込んだ由利本荘丸の航海の平安と無事を心から祈ってやみません。柳田市長を初め役職員全員の今後における懸命の努力と新市発展と市民の福祉向上のため、さらなる一層のご尽力を心からご期待を申し上げたいと思います。

さて、合併協定書にありますように、新市における基本的事項21項目及び事務事業の取り扱いにかかわる25項目の合計46項目の確認事項の中において、国民健康保険事業は2つの区域による不均一課税とし、期間は合併後5年以内とする。いま一つは、下水道事業では平成23年度をめぐり、使用料及び受益者分担金を統一するよう調整することとなっておりますが、以上のように具体的に年限を明示しておらないで新市において統一・調整するとの文言は全項目中に羅列なされております。これらの中には予算措置の必要なものも当然含まれており、18年度予算編成前に調整の必要のあるもの、さらに慎重に調整の時間を要するものと、それぞれ複雑であるのかもしれませんが、本庁内での統一・調整作業の進捗状況をわかりやすくご説明願いたいものであります。

また、2点目は、新市の一体性の確立の必要性は重要課題の一つであります。ゆえに組織及び機構の充実と整備は当然のことではありますが、分権型社会の中で住民参加型の自治意識を市民に醸し出し、育成し、定着させるという地域コミュニティーの推進につきましては、従前以上の支援をし、市民が固いきずなで結ばれ、心の和が広がりを持った市民の一体性の確立をいたす点について、柳田市長の所見を伺いたいと思います。

演壇における質問は簡単にいたしますが、再質問は長くなると思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、阿部議員のご質問にお答えしますが、その前に、大変励ましをいただきましてありがとうございます。

最初の新市においての統一調整する内容についてお答えしますが、合併前の事務事業すり合わせ作業において統一調整を図る事務事業など、新市で調整を要する事項については、新市スタートとともに整理を進め、5月には約350項目を各課単位に分類し検討を進めてまいりました。

検討事項の中でも事務的に調整できる内容については、その都度行政事務に反映させ、

事務事業の円滑な執行と住民サービスに努めてきたところであります。

また、合併による激変緩和として、それぞれの地域ごとに実施されている施策については、新市一体性の観点から、特にその必要性などについて総合支所の担当者とも十分に協議を重ね、方向性を検討しているところであります。

現在、平成18年度予算編成に向け、各課における細かい調整を行っているところであり、今後、財政面も考慮しながら、関係機関などとも協議を図り、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

次に、2つ目の地域コミュニティの推進についてであります。

新市の誕生に伴い、住民の一体性の醸成は喫緊の課題であることは、ご質問にあったとおりであります。広範となった行政区域の中であって、今後地域を支えるのは人と人との連携、そして行政と住民に最も身近な自治組織との強いパートナーシップであると考えており、新市としての速やかな一体性の醸成と均衡ある発展を図るためにも、自治組織の支援策について検討を重ねているところであります。

また、開かれた市政を確立するためにも情報の共有化を一層推進し、各施策の企画、立案、研修、実践などのプロセスへも積極的に参画できる体制を整備する必要性を強く感じております。

旧来の町内会を単位とする自治組織はもちろん、ボランティアやNPOなどの諸団体との連携、ネットワーク化を確立し、きずなと心の和がより強固なものとなるよう福祉・健康・教育・産業あらゆるジャンルを通し、新市にふさわしいスタイルの構築を目指す努力をしてまいります。

以上でございます。

議長（齋藤栄一君） 66番阿部一雄君、再質問ありませんか。66番阿部一雄君。

66番（阿部一雄君） 第1点の新市において統一、調整するという事項が昨日の高橋議員さんの質問にお答えになられておりますように350項目があったと。今日では、残っておるのが約60の項目であると、こういうようにご説明をいただきました。合併協議会の委員の一人といたしまして、非常に市民の皆さんに申しわけないなど、こういうように心に残っておる問題が、やはり私にとりましてはこの問題なんでありまして。

しかしながら、この統一、調整というものが、どのように行われて、どの項目がどうなったのかという情報公開、あるいは情報の共有というように、ただいま市長がお話しされましたが、何もわかる機会がない。そして、行政というものがどんどん進んでいく、各総合支所の中でも、やはり大変な戸惑いも出るだろうし、もう少し協議をしていただければなというような思いも多分にあるだろうと思うわけでありまして、新市において統一をする、調整をするという約束事でございますから、各自治区の区長にも総合支所長にも特別相談しなくてもよいというような内容だとは思いますが、やはり合併の原点は新設対等であったんであります。こういうことの統一調整というものは、やはり1市7町の意見も今日に至りましてもやはりよく吸い上げながらやっていただければなというのは、私たち協議会委員の意見なんでありまして。特に議会議員の一人といたしましては、どういふようになりましたと聞かれても返答のしようがない、住民の皆さんの質問に答えられない、これでは大変申しわけない気持ちでいっぱいなんでありまして、齋藤議長にもお願いを申し上げたい。この統一、調整項目の確認をされて、現在終了した

もの、これらについては、このようになりましたというように情報の開示ができるように、手続き等やらなくとも資料として配付できるのであれば、私たちに配付をしていただくようお願いを申し上げたい。これをどうか実現をしていただきたいと思います。

今後の60、この残った項目、大変な重要な事柄であるのかもしれませんが。それらについての調整、統一、これらの内容についても同様の取り扱いをしていただきたいと思います。これは柳田市長にお伺いいたしますが、私たち原点にありました合併協議会の一人でありますから、最後まできちんとした説明のつくような内容の調整、統一を図っていただきたい、この点についてまずお答えをいただきたいと思います。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） それでは阿部議員の再質問にお答えしますが、合併協議会において新市において調整する、その項目について、まだ残っているわけでありましたが、合併協議会では大変阿部さんからご意見を賜りまして、そうした思いが大変あると思いますし、また、市民においてもあんなにたくさんあった項目はどういうふうになったのかと、知りたいという気持ちも十分わかります。そういう意味では、これからも当然それぞれの町の抱えているような問題、どうなっているのかと。ですから、その今、由利本荘市ができたわけでございますので、我が町はどうなっているとかがそういうふうな垣根を取り外してですね、由利本荘市のその姿というものを、やはりこの調整の中で見出していかなきゃならないなというふうにも思います。それで、これから十分その努力をしてまいりますが、合併協議会のときの幹事長である助役がおりますので、助役の方からも補足して説明をさせます。

議長（齋藤栄一君） 鷹照助役。

助役（鷹照賢隆君） 阿部さんの再質問について、旧合併協議会の幹事長として務めてまいりました立場上から、由利本荘市の助役としても痛切に責任を感じているところでございますのでお答え申し上げたいと思いますが、今議会の終了までに、今までに統一された項目につきまして、詳細にわたって議員の皆様方に資料として提出していきたいと思っております。

それから、今後、予算を通してでないとなかなか決められないとかそういうものがございまして、そういう内容に、今後の進行状況につきましても、できるだけ詳しい内容でお知らせ申し上げたいと思っておりますので、ご了解お願いしたいと思います。

議長（齋藤栄一君） 66番阿部一雄君、再々質問ありませんか。66番阿部一雄君。

66番（阿部一雄君） 大変前向きのご答弁をいただきましてありがとうございます。この新市において統一、調整をされる、こういう過程の中で6月の議会におかれまして柳田市長から建設業界から指名の一本化をという要望があるという説明がございました。この議会の2日の日の柳田市長の諸般の報告の中で、中央要望に関する報告がありました。その中で、従来は（仮称）松ヶ崎亀田インターというように要望してまいりましたインターは、松ヶ崎インターという…。

議長（齋藤栄一君） 阿部議員。

66番（阿部一雄君） 今その統一、調整のことにかかわる質問してるんですよ。

というのがございました。昨日の一般質問に対しまして観光イベント、花火等に対しましては、観光協会と協議をいたしながら、あちこちでやるよりも一つでやった方がよ

いというような感じの受け取り、私はそういうふうにも受け取れるのかなと思いましたが答弁がありました。統一、調整という名のもとで新市において地域のイベントや地名や、それぞれの心の中に欠かせない歴史的なものが中心志向という形でなくなっていくのかなと、それが統一、調整なのかなという思いも私の心の中に深く刻まれておりました、やはり1市7町、みんなよくなるように、喜んでいただけるように、市長がそういうお話をなされますような各地域に対する細やかな気配りは忘れないでやっていただきたい、こういうように思います。

地域コミュニティーについて再度…。

議長（齋藤栄一君） 再質問でわからない点が再々質問ですから、こっちになれば再質問になります、地域コミュニティーは。ですから、1番についてだけ再々質問できます。2番は再質問になります、さっき言わなかったのです。2つ言った場合は2つとも再々質問できますけれども、1つの件についてだけ再質問しましたので、再々質問は1番だけ許します。

66番（阿部一雄君） そうすればこの次、2点目はいいですか。これ、開会前に議会の事務局長に私確認してあるんですよ。項目別の再質問はだめだと。一遍で2回しかやれないんですから、というように言われましたから私は今続けてやっているんです。

議長（齋藤栄一君） 暫時休憩します。

午前11時35分 休 憩

午前11時36分 再 開

議長（齋藤栄一君） 休憩前に引き続き、再開します。

はい、どうぞ。

66番（阿部一雄君） 私は、まだ地域コミュニティーに対する再質問はいたしておりません。さっき議長できるって言いましたでしょう。

議長（齋藤栄一君） また、暫時休憩します。

午前11時37分 休 憩

午前11時38分 再 開

議長（齋藤栄一君） 再開いたします。

66番阿部議員、最初の、いわゆる統一、調整、この件についての質問でなければ終わりますが、よろしいですか。はい、66番。

66番（阿部一雄君） 最初の件については、ありません。

議長（齋藤栄一君） 以上で66番阿部一雄君の一般質問は終了します。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時40分 休 憩

午後1時00分 再 開

議長（齋藤栄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

113番佐藤栄吉君の発言を許します。113番佐藤栄吉君。

【 1 1 3 番（佐藤栄吉君）登壇】

1 1 3 番（佐藤栄吉君） 113番、日本共産党の佐藤栄吉です。前回も、6月議会においても生活保護の問題で質問をしましたがけれども、今回も市民からの要望もあり、生活保護問題について皆さんに訴えたいと思います。

昨日も高橋議員が生活保護について訴えがありました。私からは、この憲法25条について、どのように理解して対応を考えて指導しているのか伺いたいと思います。

近年、政府は財政難を理由に老齢加算などの減額などを行い、生活保護世帯は難儀をしています。市長に生活保護法と生活保護世帯に対する対応について伺います。

生活保護法には、第1条に「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」この「その自立を助長することを目的とする」ということが一番大きな問題です。

第2条に「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を差別なく平等に受けることができる。」

第3条に「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」とあります。生活保護とは、働いているかどうかにかかわらず、生活に困ったとき、国民のだれもが憲法第25条や生活保護法などに基づく権利として請求できる制度です。

現在の生活保護法は、第二次世界大戦の後、世界的な生存権、保障制度の確立運動の流れと国民の民主主義と暮らしを守る要求と運動の中で、終戦から5年後、1950年にできました。生活苦や貧困、病気は個人の責任ではなく、政府の低賃金政策や健康・医療・福祉政策、労働政策など社会的要因によるものです。

生活保護法は、こうした社会的原因による生活苦から、国の責任で国民の生活を守ることを目的としてつくられました。このことから不十分な面を持ちながらも生活保護基準は、少なくとも国が定めた国民の健康で文化的な最低限の生活に必要な生活費の基準となっています。

また、国はすべての生活の面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとあります。

そこで、保護世帯に対する生活面の指導はどのようになっているか伺います。

秋田県内の中でも旧本荘市は、他の市町村の保護世帯とは大きな温度差があると聞いています。合併前の旧7町は県の福祉事務所が担当していたために、比較的良心的な対応をしていたようです。ケースワーカーの仕事もいろいろ感情も入り、大変とは思いますが、現在どのように指導しているのか伺いたいと思います。

例として、先ほど例として私が意見を聞いた中では、保護世帯から次のような苦情が寄せられています。

1つは、市の職員に「税金をくれてやっているんだ」と言われた。

2つ目に、子供の前では「高校の入学資金は国から出るようになったので安心するように」と言いながら、親に対しては「高校に入れるのは贅沢だ」と言われたそうです。現在、中学校を卒業して就職している子供は数えるほどしかおりません。高校入学は義務化していると同じです。

3つ目に、緊急時に使える保険証を渡しておりながら「絶対に使ってはならない」と言われ、風邪をひいてもお医者さんに行けなかった。

4つ目に、「仕事をしろ、仕事をしろ」と訪問のたびごとに言われる。一般の人も仕事がないのに、病人にできる仕事はそう簡単に見つかるものではありません。

また、高校生に対して、保護の高校生に対してアルバイトを強要された。しかもその分、保護費から差し引かれた。高校生は本来、勉強が仕事だと思います。

5つ目に、急用のとき知人から車を借りて乗りたいが、「借りて乗ってもだめだ」と言われた。「本荘市から東由利までなら自転車で行け」という暴言まで言われたって言ってます。

また、「特定政党の機関紙を読むな」と言われたというふうなことまであります。

このように話を聞いていると、信じられないようなことが平気で言われている。昨日、市長の答弁で、合併後に現在の保護世帯は429世帯で576人とのことですが、このような非人道的な対応状況があったことを市長はご存じでしょうか、伺いたいと思います。特に高校生に対してアルバイトの強要など、また、急用時の車の借り入れ乗用もだめなのか。制度の説明などは口頭だけではなく、文書で丁寧に説明することが必要ではないか。保護世帯を見下した対応はやめるべきと思うが、また、特定政党の機関紙を読むなどはどういうことなのか、その点を伺いたいと思います。

最後に、多くの市の職員は、市民に対してサービス向上に努力し、市民の対話にも気を遣っていることとは思います。しかし、一部にこのような対応をする職員がいるとすれば、市の職員全体のイメージが損なわれ、特に生活保護を担当する職員は、生活苦で苦しんでいる世帯を保護、援助する部署です。あれもだめ、これもだめといういじめではなく、どう援助したら自立ができるか、思いやりをもって対応することが必要ではないでしょうか。職員の指導を徹底するよう望みます。市長のお考えを伺いたいと思います。

第2に、教育問題について。

7月26日、教育民生常任委員会で本荘東中学校、また由利小学校など各学校を訪問、視察しましたけれども、その中でいろいろ感じた点もあったので、今回一般質問いたします。

小中学校の修繕、建てかえは、どのような年次計画を持っているのか、その考え方を伺いたいと思います。

由利本荘市において緊急に修繕が必要な学校は、市の整備事業に小学校6校、中学校3校とあるが、他にも必要と考える小中学校はあるのかないのか。整備事業には129億3,176万2,000円とあるが、修繕が必要な学校名と建設後何年で老朽化したのか、塩害の被害などもあるが、具体的な例を挙げ、修繕の必要な場所はどこか、修繕後何年は大丈夫だと考えられるのか。

2つ目に、建てかえ計画がある学校は、建設後何年になっているのか。今後の建てかえの計画を学校名を挙げて報告してもらいたいと思います。

第2、教科書採択はどのように論議されたのか、結果はどのようになったのか伺います。

県教育委員会が中学校の教科書採択について、市町村教育委員会に対して採択にかか

わる内容の非公開を求める文書を出したことについて、また、団体からも教科書採択にかかわる要請書も提出されているが、どのように取り扱われ、論議されたのか。

1つは、歴史教科書などの採択問題が注目され、全国的には教育委員会の会合を公開している中、県教育委員会より8月31日まで非公開とするよう依頼する文書を由利本荘市教育委員会にも送付されていると思うが、どう取り扱ったのか。

新しい教科書をつくる会発行の歴史教科書は、日本の近代史、現代史の根本問題について、日本の未来を担う子供たちに日本は正しい戦争を行ったとまったく正反対の考えを教え込むことを目的にしたものです。つくる会は、政治家を使って上からの圧力で採択させようとしています。日本がアジア諸国民に多大な被害を与えた侵略戦争と植民地支配について、きっぱりとした反省をし、その誤りを清算することは、日本がアジアの中で生きていくための絶対条件とでも言うべき問題です。これは歴史観が違うなどの口実でごまかせる問題ではありません。米新聞全国紙USAトゥデーというのが6月23日付で特集を組んでおります。「東京の神社がアジア中の怒りの的」と題する記事を大きく掲載し、「小泉首相の靖国参拝が、日本に占領・じゅうりんされた国民を怒らせ、日本外交の最大の問題になっている」と指摘しました。同記事は、「靖国神社がアジアの最大の紛争地の一つだ」と切り出し、「過去の記憶が問題を起こしている。数十年前に日本帝国軍に占領され、じゅうりんされた中国、韓国その他のアジア諸国民は、小泉首相の挑戦的な靖国参拝が、血塗られた過去への反省を示すことを日本が拒否していること象徴であるとみている」と指摘。また、「A級戦犯をひそかに合祀したことが戦中の日本の残虐な行為をもみ消そうとする教科書と相まって、アジア中の神経を逆なでしている」と指摘しています。私たちが選んだ市の教育委員の皆さんは、歴史観が違うとは言わないと思いますが、新しい教科書をつくる会について論議されたのかどうか、論議の内容は8月何日に開かれたか、また、魁新報で県教育委員会の非公開文書が明らかになった時点で教育委員会は開かれたのかどうか。県内でも秋田市、大館市で公開しているが、由利本荘市は何ゆえ公開しなかったのか、この点について伺いたいと思います。以上で質問を終わります。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 佐藤議員のご質問にお答えします。

最初に生活保護についてでございますが、由利本荘市の発足に伴い、由利福祉事務所から172世帯の移管を受け、合併時には保護世帯の総数は429世帯となりましたが、7月末時点でも429世帯で、横ばいの状態にあります。

生活保護法では、合併により所管する福祉事務所は変更されますが、給付の内容、手続きなどには何ら変わりはありません。今後とも、生活保護制度の目的である最低限度の生活の保障と自立の助長を実現できるよう、保護世帯に対して、より適切な指導・援助をすることが重要であると考えます。

この指導・援助は、原則として訪問調査などの際に対話を通じて行うものですが、あくまでも対象となる世帯との信頼関係の上に立ち、受給者の人格を尊重して行うものであります。

佐藤議員がご指摘された保護世帯からの苦情につきましては、地方公務員法上の守秘

義務もあるため、詳細にわたり、その経緯・内容等まで言及することはできませんが、担当職員から聞き取りした結果では、このような発言の事実を確認することはできませんでした。

当該世帯の抱える課題が深刻なものであるほど自立助長を目指して行われる指導・援助に対する受けとめ方が、さまざまなものになるであろうことは容易に推測されます。それゆえ、生活保護の担当者に限らず、市民への対応は、親切、丁寧かつ誤解を招く表現を避けるよう、今後とも職員への指導を続けてまいります。

次に、大きい2の教育問題については、教育長がお答えいたします。

以上であります。

議長（齋藤栄一君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 佐藤栄吉議員の教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

初めに、2の教育問題についての（1）小中学校の修繕・建てかえはどのような年次計画をもっているのか考えはについてでございますが、いわゆる新市まちづくり計画の中で、学校施設整備事業として129億3,100万円の事業費を計上いたしており、その中で小学校では、矢島小学校、亀田小学校、道川小学校、西目小学校、川内小学校、笹子小学校の6校、また中学校は、本荘南中学校、矢島中学校と、この4月に開校しました本荘東中学校の3校を主な整備校と位置づけており、このほかの学校につきましては、年次計画により、修繕や建築設備の大規模改修等を行う予定であります。

学校施設の老朽化は沿岸部、山間部等の建設場所によって異なりますが、特に沿岸部では塩害や風雨にさらされる外壁、屋上など、また、校舎内では給排水設備やボイラー機器等に修繕を要するケースが多くなっております。これらの改修や修繕の場合、相当年数の耐久性がある工法で対処しており、緊急性の高い施設から順次対応いたしております。

なお、建てかえ予定の校舎としては、本荘南中学校、矢島中学校、西目小学校、川内小学校の4校を計画しており、これらは建築後39年から49年を経過しております。

今後、財源調整を図りながら、安全で快適な学校施設整備の充実に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2の（2）の教科書採択は、どのように論議されたのか、結果はどのようなになったかということについてでございますが、義務教育諸学校の教科書図書は無償措置に関する法律により、市町村立中学校の教科書採択は、採択単位となる採択地区での協議を受け、市町村教育委員会が採択期限の8月31日まで正式に決めることとなっております。

本市は、本荘由利採択地区に属しておりますので、仁賀保町、金浦町、象潟町の1市3町の教育委員会で教科用図書採択地区協議会を設立し、教科書の閲覧期間を設け、アンケート調査を行い、広く地域や保護者などのご意見や要請等を十分に参考にし、公正かつ適正に採択をいたしました。

なお、採択協議会や委員会を非公開にいたしました理由は、各委員が真摯に、より本音で話し合える環境を保ちたいとの願いからでございます。

また、県教育委員会から8月31日まで非公開とするようにという依頼文が送付されま

したが、この件につきましては、本地区の採択協議会では、県教育委員会の指示に従ったというよりも、8月31日までは公開しないことを既に話し合っておりましたので、7月14日付のある新聞にも「県教育委員会の指示には関係がない」旨の発表をいたしたところでございます。

いずれにいたしましても、由利本荘市の生徒の実態や学力向上の観点、各地域の実情等を十分に考慮しながら、公正かつ適正に採択をいたしましたので、何とぞご理解をいただきたいと存じます。

議長（齋藤栄一君） 113番佐藤栄吉君、再質問ありませんか。113番佐藤栄吉君。

113番（佐藤栄吉君） 第1点は、生活保護の問題ですけれども、私の質問にもあったけれども、急用時の車両の借り入れ、この問題なんかは県の方では急用時とかそういう関係は認めているようですけれども、この問題については、ここではやはりだめだということでしょうか。やはりこれは最低限でもできるというふうにしてもらいたいと思いますので、その点まず1点。

それから、教育関係の問題ですけれども、先ほど教育長からありましたけれども、8月31日、ここの由利本荘地域の委員会では8月31日までは採択するよというふうなことであったのでということでしたけれども、そういうことでその文書については関係ないというふうな、そういう判断をなされたという答弁であります。この点はあれですか、私の質問では8月何日にこの委員会が開かれたのか、まだ公開してないけれども、これは何日にやられるのか、その点を教えてもらいたいと思います。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 生活保護の件につきましては、部長からお答えさせます。

また、後段の教育問題については、教育長からお答えいたします。

議長（齋藤栄一君） 豊島福祉保健部長。

福祉保健部長（豊島一郎君） 急用時の車の借り入れ乗用もだめなのかというふうな質問でございますが、被保護世帯の中で、例えば病気が発生した場合などは救急車の利用も可能であると考えられます。また、緊急時の車の借り入れにつきましては、内容によりましてはやむを得ない場合もありますので、全面的に否定するものではございません。

以上でございます。

議長（齋藤栄一君） 佐々田教育長。

教育長（佐々田亨三君） お答え申し上げます。

7月19日に採択地区協議会を開いておりまして、その席で確認し合っております。

議長（齋藤栄一君） 113番佐藤栄吉君、再々質問ありませんか。113番佐藤栄吉君。

113番（佐藤栄吉君） 今まだ教科書の採択の問題、公表されてないようですが、これは何日に予定していますか。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。佐々田教育長。

教育長（佐々田亨三君） お答え申し上げます。

県への報告を待っておりますので、県の報告と同じように、請求されると公開するという手順になる予定でございます。

議長（齋藤栄一君） 以上で113番佐藤栄吉君の一般質問を終了します。

次に、106番小林隆君の発言を許します。106番小林隆君。

【106番（小林隆君）登壇】

106番（小林隆君） 6月定例議会で一般質問の機会をいただきましたので、皆さんにあまり迷惑をかけないように12月に行おうかなと思っておりましたが、雲行きが大変怪しくなり、その機会が訪れない可能性がありますので、きょう3点ほどご質問申し上げ、市長のご見解を伺いたいと思います。

高齢化が大変進んでおります。ご多分に漏れず私の町内も高齢者の世帯、それから独居老人の世帯が周辺にたくさんあります。そのご高齢者の方々の大半が、病気をされますと由利組合総合病院の方にお世話になるわけです。その方々から大変交通の便がよくない、平たく言うとバスでの直行便がないために、乗りかえ、乗りかえというふうなことが強要されまして、交通弱者の高齢者の方々にとっては、大変魅力的な病院であるけれども使いごたえがいま一つであると、その面から、こういう要望がございます。それに伴って解決策としては、駅はそばにあるわけですから、その駅から電車に乗りまして、本荘北駅なるものがあれば大変便利だと、そういうご高齢者の方々の要望を受けまして、実は車で川口周辺を踏査いたしました。要望を受けて感じたことは、私も岩城地域には岩城みなと駅という、つい最近、新駅ができて、バリアフリーで、高齢者の方や身体障害者の方には大変好評です。交通弱者の要望と現状を調査して現地を見て特に感じたわけですが、さらに本荘北駅の必要性はまだ別にあるなということ強く感じました。と申しますのは、川口地区を中心とする旧本荘市の市街地北部は、由利組合総合病院の移転進出で大きく発展しております。あわせて県立大学や由利高等学校等、その学生等によります学園都市的な機能も加わり、商工業、住宅団地等が年々拡大しております。まさに合併により、今までは本荘市の北の外れであったものが、今度は岩谷から川口まで広大な市街地形成可能な平坦地が続いたわけです。行政区の域が、行政ラインが取り払われたことによって、あの地区の可能性というふうなものは飛躍的に発展したなという感じを受けております。きのうも真っすぐ国道7号をまいるないで川口地区を通過してこの議場にまいりましたけれども、なおその感を強くしております。岩谷の体育館や各施設、そして国道105号の大曲からの高規格道路、それにジャンクションする日沿道、インター、これらの交通関係の要所となり、企業にとっても大変魅力的な地区になっていくのではなからうかなと、こう感じました。行政は100年先を読んで都市計画を立案するべきですが、医療の中核となる由利組合総合病院がマイカーを持たない交通弱者にとって通院が不便で、弱者にやさしいまちづくりは少子高齢化の必須要件だと私は思います。あわせて、由利本荘市の人口対策、これを視野に入れまして、パークアンドライド方式の新駅の新設を考えるお考えはないか、お伺い申し上げます。

続きまして、これもJR関係の質問ですが、烏沼環状線という路線が岩城地域にございます。これは秋田厚生年金休暇センターから国立病院機構あきた病院に結び国道7号に連結する主要な道路であります。さらにこの周辺にあります緑ヶ丘町内、勝手部落、上新谷部落の市民約1,000人がJRの鉄道を横断しないで、踏切を越えないで国道7号に越える安全と安心につながる道路であったわけです。しかし、この路線の改良には勝手川河口に隣接するJRの路線のアンダーをくりぬくという工事が必要であります。旧岩城町では、この調査費に約2,000万円余の巨費を投じて計画いたしました。それにもかかわらずJRの線路整備課の方から、高さが取れない、したがって工事は認められな

いと言われただけでこれを取りやめにした経緯がございます。議会にも報告がありました。確かに規定は路面からの高さが4メートル70必要なわけです。しかし、国土交通省の東北整備課では、その前にガードを設置し、保護し、ローカルルールで一般車両が通過できればよいのではないかという見解を示しておりました。JR路線のアンダー工事は、国土交通省の勝手川橋の整備工事が着手されれば、さらに困難なものになり、これは時間との競争といった側面もございます。私はこの路線の整備なくしては、今現在整備を行っております秋田厚生年金休暇センターと国立病院機構あきた病院の間の改良も、ただ、例えるならば蛇が何か卵でものんだような形で、途中だけが改良されて、その端ができてないのではまったく意味がないと、こう思います。この路線の整備なくして秋田厚生年金休暇センターや国立病院機構あきた病院の安定的な発展も、周辺地区の、特にJRの東側、この土地利用も大きく後退すると想定いたします。約2,000万円余の血税を、このままでは死に金にし、JRから断られただけで断念しますとの当時の執行部の説明に私はそのとき強く抗議いたしました。しかし、合併直前で浮き足立った雰囲気になれ、うやむやのうちに今日に至っております。私ども、私の尊敬する前川旧岩城町名誉町民は、町長時代に岩城町の役場の合い言葉として「だめだと言われたときから君たち仕事が始まるんだよ」こういうことを言ってこられましたので、私はこのJRからだめだと言われたとき、執行部、あるいは役場全体が一丸となってこのJRアンダーに対して取り組んでいただけるものと思っておりましたが、誠に残念な形で断念という報告をいただいて、まだ承服できないので、今日の質問ということになりました。規定外の既得権的なケースとしては、1キロ以内に道川小学校前のガードなど2件の事例がございます。既に先ほど言いました4.7メートルのその高さよりも低いもの、もう既に2つのガードがある。それが既得権としてあるんです。したがって、国土交通省がおっしゃるように、ローカルルールとしてそれをJRが認めてくれないという絶対的なものではないと思うんです。JRは昔、国鉄と言われました。したがって、公共性の非常に高い企業です。地域から遊離した形でこの鉄道事業というふうなものはできない。したがって、特に由利本荘市との連携というふうなものからするならば、これは可能ではなかろうかということで、このことにつきまして市長さんはどうお考えになるのか、ご見解をお伺いいたします。

最後は6月定例議会で一般質問をいたしまして、市長さんにおかれては、私と同一の見解であるこの秋田厚生年金休暇センターの存続にかけての問題について、まったく意を強くしているところでございます。あれから3カ月が経過いたしました。国では10月に整理機構を立ち上げて、施設の売却に向けて動き出そうとしております。この法律の附帯決議に、「売却に当たっては地元自治体とも事前に相談すること。施設の職員等の雇用に十分配慮すること。」とございました。今までこの3カ月、国から何らかの打診がありましたでしょうか、お伺いします。

また、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が10月に立ち上がるとすれば、早急に売却問題が浮上してまいります。秋田厚生年金休暇センターは、体育館、プール、スケート場、客室66室、定員213名、そのほか会議室やレストラン、大浴場、加えてグラウンド、テニスコート6面、ドッグランドなど敷地の面積約20町歩、当時は55億円でつくられましたけれども、それからリニューアルやら拡大を続け、今求めるとすれば

100億円は優に下らないと私は想定します。新しく建てるのであれば、これだけの施設が今手をこまねいていると由利本荘市からなくなる可能性も否定できません。私は、意見を求められてからではなくて、由利本荘市として市政発展のため、秋田厚生年金休暇センターをどう位置づけ、どのような運営形態がよいのか、事前に話し合い、県と市、そしてセンターや関連団体が合意形成をしておくべきと思いますが、市長のご見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いたします。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 小林議員のご質問にお答えします。

初めに、1のJR東日本旅客鉄道と連携する2事業の計画と実施を、の（1）であります。本荘北駅の新設についてお答えしますが、当該南内越地区は、国道105号の開通に伴う宅地化や県立由利高等学校、由利組合総合病院の同地区への移転などにより、20数年間で人口が約1.8倍、世帯数で約2.7倍と著しい発展を見ており、さらには県立大学の開学などで市街化が進展し学生街としてもにぎわいを見せておりますが、同地区へのJR羽越線新駅の設置につきましては、旧本荘市においても何度か提案のあった事項であります。

ご案内のとおりJR東日本における新駅の設置につきましては、採算性や将来にわたる乗降客数、さらには設置場所付近の安全性など厳しい条件を総合的に検討した上での判断となるほか、駅舎やホーム、取り付け道路などの建設費が地元負担となることから、市といたしましては、かなりの財政負担が強いられてまいります。

参考までに、平成13年に新設竣工しております岩城みなと駅におきましては、単線区間ではありますがホーム建設の負担金が約7,000万円となっております。

さらに、パークアンドライド方式となりますと駐車利用台数の把握、駐車場用地の確保や整備など検討課題が多く見られます。

現在、由利組合総合病院等への交通アクセスについては、羽後交通株式会社の協力を得ながら、市民が不便のないようダイヤを確立しているところでありますし、仮に新駅が設置されますと、JR羽後本荘駅における乗降客の減少や駅前商店街の衰退は火を見るよりも明らかであり、市としてはこうした事態へも十分配慮しなければならないことは、従来から答弁しているところであります。

いずれにいたしましても新駅の設置については、こうしたことに十分配慮しながら、今後の社会情勢の把握とあわせ、その必要性について幅広く検討する余地はあるものと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

次に、（2）の烏沼環状線のJRアンダーの実施を、についてお答えします。

本路線については当初、ウェルサンピア秋田付近から国立病院機構あきた病院東側を經由し、同町勝手地区に至り国道7号に接続する計画内容とし、これに係る延長約1.7キロメートルについて整備することとしたものであり、平成14年度から工事着手し、本年9月までにあきた病院まで完成することで現在工事を施工しているところであります。

ご質問のJRアンダー部分については、旧岩城町がこれまで数度にわたり国・県及びJR東日本秋田支社等とJRアンダー施設及び国道7号との平面交差計画の実施に向け

調整に当たってきたところであり、この協議の経過内容につきましては、旧岩城町において本年2月15日に開催された議会全員協議会において詳細に説明をいたし、その困難性と今後の対策についてご理解をいただいたと伺っております。

また、地元町内会である勝手地区及び緑ヶ丘地区住民や用地関係者を対象に説明会を行うなど、住民説明にも適切に対応しているところであります。

今後の対応につきましては、できるだけ早い機会に勝手地区の市道烏ヶ森前砂沢線に接続できるよう、用地関係者との調整を進めてまいりたいと考えております。

大きい2の秋田厚生年金休暇センターの存続に向けての具体的な行動を、についてございますが、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法は本年6月に公布され、整理機構の成立は10月1日とされております。

現在、秋田社会保険事務局では県内4カ所の該当施設について、その財産を整理機構に移管するため、不動産鑑定士による現地調査や財産目録の整備等に着手したとのことです。

譲渡に当たっては、1、従業員の雇用問題に配慮する。1、施設の選定及び譲渡時期は整理機構が年度計画を定める。1、機構が設置する外部の有識者からなる機関の意見を聴く。以上の3点を基本とし、地方公共団体や民間への売却を進めることになっております。

先に述べましたとおり整理機構の成立は10月1日ですが、これまで国からの具体的な打診はきておりません。

施設譲渡の基本的考え方として、秋田厚生年金休暇センターは宿泊施設等に分類され、全国261施設同様、譲渡後の用途に条件をつけないで一般競争入札とすることとされております。

ご承知のとおり本施設は市内最大の宿泊施設であり、滞在型観光の重要な拠点と位置づけられます。このようなことから譲渡に当たり用途が変更された場合、地域経済や観光振興等に与える影響はかなり大きいことが予想されます。このため、現在の機能をそのまま維持されることに最大限の努力を傾注し、県とも連携をとりながら、市と地元関係団体との合意形成のもとに、国及び整理機構に対し機能維持について強く働きかけをしてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（齋藤栄一君） 106番小林隆君、再質問ありませんか。106番小林隆君。

106番（小林隆君） ご答弁ありがとうございました。

北駅につきましては、先ほども申しましたように、この提案、質問をするきっかけは、確かに由利組合総合病院への通院という交通弱者の救済、そういう視点でしたけれども、先ほど申し上げましたように、人口対策、あるいは由利本荘市の総合的な発展というふうな面から、私はそこに視点を变えていただけないのかなという意味で申し上げました。当然私、そこに立つ前に旧本荘市の議会で同種の質問があったそのときに、本荘駅の周辺のいろいろな、市長が今おっしゃったように、駅の周辺の商店街が寂れるというような懸念があるというお話を伺いましたけれども、果たしてそうでしょうか。私は、本荘駅、それから川口駅、あるいは内越駅になるか、本荘北駅になるかはわかりませんが、名称は別として、相乗効果というふうなものも決して否めない。例えば首都圏なんかで

は、地下鉄や何かでほぼ同距離の駅舎がどんどんございます。そういうふうなものをして、発展は広がる、そしてさらには今、由利本荘市の企業でも商店でもない人たちがどんどん入ってくるというようなことは考えられないでしょうか。そういう視点からこの本荘北駅をぜひご再考いただきたいというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

それから、確かに今、2番目のこのJRのアンダーの件ですが、2月の旧岩城町議会全員協議会で説明を受けました。ただ、だめだったということでご了解くださいということで何の決議もできる状態ではございません。質問もいたしましたし、苦情も呈しました。構造をですね、確かに4.7メートルの高さのものを取るとすれば、道路の底盤を下げ、そして国道7号との取りつけの際には、非常に国道7号を掘らなければいけないというような問題もありますけれども、そうではなくて、路線と、それから天井高のところにある構造を変える、あるいは工法を変えるというようなことを工夫すれば、このアンダーというふうなものは可能でなかろうかなと思いますし、そういうことをおっしゃる専門家もおりました。ぜひきょうは市長さんのご答弁で、この勝手にアンダーについては納得せざるを得ないのかなと思いますけれども、ぜひこれも再考し、もう一度調査に付していただければありがたいなと思います。

年金センター、ますますその不動産の鑑定やら、どうやら進んでいる。売却も刻々と迫っているというふうなことを聞きますと、地元の間人としては経済的な効果、それからあそこに勤務しております60名余にのぼる従業員の方々の将来的なことを考えると、肌寒いというか非常に残念なものを感じるわけです。ぜひこれも市長がおっしゃるように、いろいろな面で創意工夫をして、あの施設がほぼ現状のような形で稼働されることを再考いただきたいと思いますが、これももう一つ突っ込んだところを市長のお考えをお伺いいたします。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 小林議員の再質問にお答えしますが、北駅の問題でございます。小林議員のおっしゃることはよくわかります。旧本荘市のとき、4万6,000人の人口でありました。今、全国で大変問題になっているのは、中心市街地の崩壊というようなこと、どのように取り戻すかというのが今大きな問題になっております。それで今、旧本荘市、本荘地域と申しましょうか、今、区画整理が進んでおります。そういう意味では、一歩先んじて区画整理が進んでおってよかったなというふうに思います。全国のあちこちの市では、都市の中心部が崩壊してしまっていて、わぁ失敗したなと思って今慌てているところがあります。そういう意味では、私たちはこの都市の中心地、市街地をどのように守っていくのか、そこの都市の、要するにやっぱりいいまちだな、この都市の中心にはいいところがあるな、憩う場所があるなということが若者にとっても大変魅力であります。そういう意味で旧市街地については、そんな観点から守ってきました。だけれども、これから人口がどんどんふえるとすれば、私は当然北駅というものはつくらなければならないな、4万6,000人の中では、つくるといふことになれば今の問題がふえます。ですから、私は新市になった場合には、過疎現象に悩む由利本荘市でなくて、むしろ今9万2,000人であっても、これが10万、あるいは11万人、12万人と、こういうふうに入っていく場合には、当然その地区においてもそうした住宅、あるいは商店街がふえるだ

ろう、そうした場合には北駅が必要になってくるのではないかなと、こういうふうに思っています。ですから、小林議員の人口対策というようなことにも視点も当てながらそうしたことを考えるべきでないかというご質問に対しては、そういうことでまちづくりの中で、これからもさらに検討していくべく課題であろうと、このように思っています。

それから、アンダーの件でございますが、私も図面を見せていただきました。やっぱり国の方の、要するに国道を下げていくのか、さまざまな諸問題があると思います。なかなか難しいことだなとは思いました。だけれども、これについてもさらに国にですね、もう少し説明申し上げたい、我々の意見を聞いていただきたい。ただ、国としても相当線形が変わるだろうし、金もかかるだろうし、全部国にやってくださいと言った場合どうなるのかと、全部地元で持ってくださいと言われた場合どうなるんだろうかと、そうしたことを考えると非常に難しい点もあるかなというふうに思います。そうしたことは国に問い合わせというかお願いしますが、まずその前に、さっきも申し上げました道路のつけかえというんでしょうか、利便性を図るための方策が先ではないのかなというふうに感じますのでひとつご理解いただきたいと思います。

以上です。

それからもう1つありましたね。すみません。厚生年金センターのことなんですが、厚生年金センター、大変すばらしい建物であって、小林議員のお話のとおり、これから建てるとしたらなかなか大変です。あの建物をどうしてもこの地域にあってほしいなというふうに思います。ただ、今、公設から民営へ、民設民営と、こういう時代であります。そうした場合に管理運営はどうなるのかと、我々の負担にならないのかどうなのかというふうな問題も、これありでございます。そういう意味での諸問題もございまして、また、これについてさらに国の方から来る前というお話ありましたが、私も内部で十分検討してまいりたいなというふうに思います。あの建物はやっぱりすばらしい建物だということは、建物というよりもあの施設を利用できないのかということについては、小林議員と意見を同じにするものであります。

以上でございます。

議長（齋藤栄一君） 106番小林隆君、再々質問ありませんか。106番小林隆君。

106番（小林隆君） ありがとうございます。

北駅について1つお聞きしたいというか、人口問題、今、私どもの周りを見ても、例えば市役所の職員の皆さんも本荘市の方に移ってきている。私、岩城町におったときも秋田や本荘に職員が移っていきます。居住地を選ぶ時代、魅力的なところがないと、どんどん人口が減っていく。魅力的なところ、やはり本荘北駅に相当するあの周辺というふうなものは、居住地にとっては非常に魅力的である。そういうようなことも考えての質問でしたので、ぜひそのことをあわせてお考えいただきたいなということでございます。

それから、勝手のアンダーの件ですが、これは考え方としてだめだというふうな発想で事務を進めていくと、これはならない。だけれども、やるんだ、もう国で障壁を出す、JRで障壁を出しても、これを何とかしてクリアする、そういう考えでやる。発想がどのスタンスであるかということによって、私は事業というふうなものは大きく変わって

いく。自分の経験上、そう理解しております。したがって、図面をご覧になって説明を伺って、これはだめだなというふうにお考えになるのか、ようし、じゃあこのだめだと言われたものをいいように何としたりできるのかなというような発想を庁舎内で皆さんで議論していただけないものかなということでございました。

年金センターの問題については、大変感謝しております。今後、市長さん初めスタッフの皆さんが年金センターの行く末をいい方向に導いてくださることをお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） それでは小林議員の再々質問にお答えします。

まず、魅力あるところ、これは今、中心市街地の区画整理、ここをまず魅力あるところに育て上げようということで全力を尽くしております。その次に魅力あるところ、それは由利本荘市が人口がふえてもらわなければできません。

ところで、合併して各旧町から、本荘に人口が集まってしまえば私の方から全部抜けていくと、過疎が進むんじゃないかという心配されることもあります。それがゆえに私は何もこの由利本荘市内から旧本荘市の中に集めるのではなくて、本荘に魅力があれば岩手県からでも山形県からでも秋田市からでも人口を呼ぶことができるんじゃないかと、こういうようなことで観光の面にも力を入れていきたいと、こういうふうに思っています。そういう意味でも、まずとりあえず今の中心市街地をできるだけ早く区画整理等々を終えたい。そうすると、おのずと由利本荘市というところはいいところだな、組合病院の跡地のあたりはいいなと、こういう人もふえてくるだろう。そうした場合には、必ず今の小林議員のおっしゃることが実現できるのではないかなと、こういうふうに思います。それがためには、まだ時間がかかると思いますので、ひとつご理解のほどを願います。

それから、勝手のアンダーはだめだと思うのかどうかで、国の金のこともあるし、県の金のこともあります。財政と言えばいいですね。これ、なかなかね、国も今、なかなか厳しいんです。そう簡単になかなか。いったときもあるんです。国の方で少しお願いすればちゃんとやってくれたときもあるけれども、今、国の財政が非常に厳しくなっているんで、なかなかその辺が難しいとは思いますが、やっぱり私はこれは無理ではないかなと思いつつも国の方でやってほしいということをお願いしたいと、こういうふうに思っていますので、ひとつご理解ください。

以上です。

議長（齋藤栄一君） 以上で106番小林隆君の一般質問を終了します。

次に、13番柏倉孝雄君の発言を許します。13番柏倉孝雄君。

【13番（柏倉孝雄君）登壇】

13番（柏倉孝雄君） 私は、大きく4点にわたって一般質問をいたしたいと思っております。

第1点目の監査執行体制の強化についてでございますが、具体的には外部監査制度導入のための条例を設定する考えはあるのかどうかというふうなことでございまして、質問したいと思います。

地方分権の推進に伴いまして国が行ってきた自治体の行政に対する関与というんです

か、縮減することとなるわけでございますけれども、自治体は自治体みずからチェック機能をさらに充実することが必要とされるのであります。

しかしながら自治体の執行機関の一つとして位置づけられている現行の監査委員制度については、自治体の監査機能の独立性、専門性の確保という観点からは、おのずから限界があることも否定できないものと考えてるのであります。そこで、このような独立性と専門性を補うためには、別のやり方による監査機能を自治体に導入する必要があるということから、外部監査制度が導入されたものであります。いわば監査委員にはホームドクターとして日ごろから自治体の健康を維持する機能が期待されるものであり、外部監査は民間の専門家が自治体をチェックする、いわば人間ドックの役割を果たすことを期待しているものであります。両者がうまく機能することにより相まって自治体の行政運営の健全性が適切に確保されるという考え方を示しているのであります。このことは、最終的に市民の福祉の増進、幸せに通ずることであり、現行の監査委員制度については、数次の地方自治法改正によって、その充実を図ってきたところであります。平成3年4月に地方自治法が改正されました。これは17年ぶりとかの大改正でありまして、その内容については私が申し上げるまでもなく、市長がよく承知していることと存じます。地方自治法が改正されたことにより、市町村にとっての一番大きな問題は監査委員の職務権限が拡大されたことだと受けとめております。監査委員の監査は、従来は原則として財務監査に限定されていたものが事務についての監査、つまり行政監査もその権限であるとされたのであります。財務のように監査を義務づけられたものではなく、必要であると認めるときは行政監査、いわば経営監査をすることができるという規定ではあります、積極的に監査をすべきであると考えます。

また、平成9年の改正では、町村でも条例で監査事務局をおくことができるようになり、さらに外部監査制度も導入されました。外部監査制度の導入の問題ではありますが、外部監査には包括外部監査契約と個別外部監査契約があることは市長もご承知のとおりであります。市が契約するとすれば、個別外部監査契約であろうと存じます。

個別外部監査契約の導入については、法律による義務づけは行われず、それぞれの自治体のおかれた状況に応じて、それぞれの自治体が自主的に条例で導入することとされているのであります。住民が行う住民監査請求、議会が請求する監査等があった場合、個別監査契約を結ぶには条例制定が必要であります。市長はこの条例の制定について、いかがお考えか伺いたいののであります。

大きな2つ目、累増する市税の滞納額を解消するための整理機構の設立についてであります。

累増する市税の滞納額を解消するための租税債権整理機構の設立について、市長の所信をお伺いしたいと思っております。

今、国を挙げて金融機関の不良債権処理を進めているわけですが、自治体にも大きな不良債権が存在しているということは、議員の皆さんも承知だろうと思っております。正確には、不良化した租税債権と言った方がよいかと思っております。自治体の不良債権処理はどうかといいますと、租税債権にも時効があることから、財産の差し押さえという滞納処分の強制執行権が税法上、自治体に与えられているわけである。しかし、この行政処分は必ずしなければならぬにもかかわらず、現実には各自治体の裁量に任されているわけ

で、とりわけ市町村では税務職員と納税者の距離が近いわけですし、督促や差し押さえなど厳しい処分をとりにくいといったことが考えられます。ここ数年の合併した旧自治体の住民税や固定資産税などの収納率を見ますと年々低下傾向にあり、その結果として滞納額は増加の一途にあります。そのことが市の財政をさらに圧迫する要因にもなっております。税務課の職員が日常、鋭意努力していることは十分承知しておりますが、滞納整理を強力に推進するため、茨城県では県と市町村が租税債権管理機構を設立しておりますし、また、鳥取県でも県と10市町村と広域連合を結成している例、それから北海道の上磯町ですか、ここでは一部事務組合を活用して町税滞納整理機構を設立しているなど、いずれも自治体の職員では対応しきれない難しい滞納案件に、徴収のノウハウを持った県職員が直接介入し、問題の解決を図ろうというものであります。住民としがらみのない機構の職員が業務にあたることで、財産調査や滞納処分を断行できるだけでなく、市町村から滞納整理を滞納整理機構に移管する旨の予告を受けた滞納者が慌てて納税をするといった、アナウンス効果も見逃せないそうでございます。

そこで、市長は租税滞納整理機構、広域連合、一部事務組合等、設立の必要性についてどのようにお考えか伺いたいのであります。

それから、大きな3点目でございます。附属機関、いわゆる諮問機関の見直しでございますが、法令によって義務づけられているものもあるわけですが、これは少ないわけですし、法令に義務づけられている以外の審議会や協議会の委員については、議員の就任を禁止してはどうかというふうな質問でございます。

審議会、協議会等の委員には、議員の就任禁止について市長の所信を伺います。法令、条例に基づいて設置する附属機関、これを附属機関と言っていますけれども、規則・要綱等で設置する、いわゆる懇談会的なものは、市長の私的な諮問機関と言っているわけですし、これらを総称して一般的に諮問機関と言っているわけでございます。最近設置されたものとしては、地域自治区の地域協議会などがあるわけですが、諮問機関は自治体の執行機関の、いわば内部組織として機能し、直接住民の前にあらわれて執行権を行使するという存在ではないわけですし、その役割がとかく軽視されがちでございます。しかし、行政の要所要所に必ずといっていいほど諮問機関が介在し、執行機関の執行内容を実質的に左右するほどの意見、勧告、答申などを提供するわけですから、この機関の役割に改めて注目する必要があると思います。審議会、協議会等に対する一般的な印象は、決していいものではないわけですし、審議会等はお墨つきを与えるための機関というふうな批判の声があるのも事実で、審議会等の委員を選ぶのは市であり、そこで審議される議題の原案も当局が作成している。しかも原案が覆されるケースがほとんどないことを考えれば、このような批判が出てくるのも当然なのかなというふうに思うわけでございます。政策を打ち出す審議会などの場に議員が入ることは、事実上、政策形成に議員がお墨つきを与えることになりかねないとして、今、全国で見直しの機運が高まっているわけでございます。秋田県内でも秋田県議会の議会運営委員会が平成12年7月に県の設置した審議会等の委員に関し、法令などで県議の就任が定められているケースを除いて自粛する方針を決めているわけです。いわば県から就任の要請があっても辞退しているわけです。理由は、県議というものは議会で発言の場が設けられているわけですし、より多くの県民が審議会等の委員として参加できるようになった方が望ましい

というお考えだようでございます。

秋田市の議会改革を協議している議会運営等改善懇話会においても、これは平成12年3月ですが、審議会への議員の参加を原則取りやめることなどを内容とする答申をまとめ、議長に提出しているわけです。

それから、平成11年12月ですけれども、横手市では議決機関である議員と執行機関である市当局の関係からして、議員は審議会等に加わらない方が望ましいと、むしろ執行機関側から議会側に提案し、議会側はこれを受けて原則議員就任を取りやめていることもあるわけです。

以上のような全国的な議員の審議会等への参画の見直しの発端となったのは、全国市議会議長会都市行政問題研究会が平成10年2月に地方分権と市議会の活性化に関する調査研究報告書の中で、市長附属機関への議員の参画は、執行機関と議決機関との機関対立型、いわゆる二代表制をとる民主的な地方制度の趣旨に反すると報告したことが直接のきっかけとなったのでございまして、その内容を要約すると、特に法令に定めのあるものを除き、議会は議員が審議会等の委員に就任することを慎むよう要綱の制定または申し合わせを行う。2つ目は、やむを得ず議員が審議会等の委員に就任する場合には、その役員にはつかないようにするとともに、その審議内容については所管の常任委員会に報告する。以上のことを報告書の中で提言しているわけでございます。

この問題については、齋藤議長にも強く申し上げたいと思います。正論とはわかっていても、なかなかこの踏み切れない議会が多い。一般に古い体質の議会ほど悪しき慣習にどっぷりつかって、見直すきっかけができていくのであります。議員枠のかわりに一般市民に開放することで、広く市民の意見を反映させるという審議会などの原点に返るのが本筋でないでしょうか。法令によって義務づけられている以外の審議会、協議会の委員には、議員の就任を禁止すべきであると考えますが、いかがお考えか市長の所信をお伺いいたします。

大きな4番目でございますけれども、指定管理者制度について、2点質問いたします。

最近、一般には聞き慣れない指定管理者制度といった言葉が新聞に頻繁に出てくるようになりました。締め切りのある人生は早く流れると言いますが、多くの自治体関係者は市町村合併特例法の期限切れの平成17年3月31日をようやく乗り切ったところでありますが、休む間もなく次の締め切り日が目前に迫りつつあります。それは、厳しい地方財政を背景に、官から民への構造改革の一環で地方自治法が改正されまして管理委託制度にかわる指定管理者制度が導入されたのであります。法施行後3年間の経過措置は残り1年となり、県・市町村が制度適用に動き出しているわけでございます。一般的には、現在、公の施設を管理委託している指定管理者制度の施行後3年以内に指定管理者制度に移行しなければならないと説明、理解されているわけですが、厳密に言えば3年以内に指定管理者制度に移行するか、もしくは自治体の直営に戻して管理する必要があるということになるわけでありまして。指定管理者による公の施設に関する管理運営が実際にスタートするには、指定管理者制度に関する条例を制定し、指定管理者の指定をするには議会の議決が必要であります。指定管理者制度導入に必要なスケジュールを考えると、経過措置はあるとはいうものの、今後新たに建設される施設は新しい制度で管理されるので、早急に条例を制定すべきであります。今議会に提案の予定はないようであ

りますが、いつごろの提案を予定されておられるか、確たる見通しについてお伺いします。

2点目、この制度は公共施設管理委託の範囲を拡大し、管理経費の削減ということを目指して導入された制度だと考えますので、なぜ現在までこの制度が活用されていないのか、どのようなことが導入の障害になっているかをお考えか、また、今後の導入見通しについてもお尋ねいたしたいと思います。

以上をもちまして私の4つの視点による一般質問を終わりたいと思います。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、柏倉議員のご質問にお答えいたします。

最初に、監査執行体制の強化についてであります。外部監査制度導入のため条例を制定する考えはとのことではありますが、ご承知のように現在市では3名の監査委員を選任し財務監査を行っているところであります。合併間もない状況であり、膨大な監査事務に大変ご苦労されていることと思います。

外部監査制度は、平成9年の地方自治法の改正によって、地方公共団体の監査に新たに導入された制度でありまして、地方分権に伴う地方公共団体の自立を促す諸施策の一つであると認識しております。

平成17年2月に総務省が地方公共団体における外部監査制度に関する調査結果を発表しております。これによりますと、平成14年度における都道府県、指定都市及び中該都市を除く市町村で、個別外部監査条例を制定しているのは全国で38市町村であり、秋田県では6町となっております。

このようなことから外部監査制度は、全国的にはまだまだ浸透しておりませんが、地方分権の推進にあたり、市の監査機能を充実・強化することは肝要であると考えますので、条例制定について今後検討してまいりたいと存じますので、ご理解願います。

次に、2つ目の累増する市税の滞納額を解消するための整理機構の設立についてであります。長引く不況を要因として、全国的に市税等地方税滞納額の累増傾向が続き、大きな問題となっております。

ご質問の滞納整理機構は、現在、茨城県と三重県に設立され、相応の成果を上げていることから、香川県などいくつかの県でも設立を検討していると聞いております。

この機構は、滞納案件を処理する専門機関として、市町村単独では整理困難な滞納案件について、財産調査や差し押え・公売を行うのが任務であり、実際にこのような機関があれば、専門職員が少なく、ノウハウに欠ける多くの市町村にとっては大きな助けになるものと考えられるものであります。

ただ、専門知識のある職員を十分確保できるか、費用負担をどうするか、事務量はどのくらいあるのかといったことが不明なことや、県下すべての市町村の意見の一致が必要と考えられることなどから、秋田県内においてはまだ設立に向けての機運は熟していないようであります。

本市では悪質滞納者に対して、給与・預貯金などの差し押えを積極的に進めて、厳しい姿勢で対応することにより、状況を改善し、それを通じてノウハウの蓄積と職員の資質の向上を図り、困難な案件へ対処してまいりたいと考えているところでございます。

次に、大きい3番の附属機関（諮問機関）の見直しについてお答えします。

現在、市には、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及びこれに準ずるその他の機関等として49の附属機関があります。このうち市議会議員の方が委員として就任している附属機関等の数は13となっております。

附属機関等の委員の選任に当たっては、その設置目的に応じて市民の幅広い意見や専門的な意見の反映を図り、さらには公正を確保するため、女性委員の積極的な選任にも努めているところであります。また、地方分権時代に対応し、より幅広く人材の登用を図る必要性があること及び審議会などの適正な設置・運営を推進するため、市議会議員の皆様にも就任をお願いしている審議会等もあります。

合併間もない由利本荘市であり、市政の重要な事項について審議・審査する附属機関等がありますので、市議会議員の皆様にもご協力をいただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、今後新たに設置する審議会等または現在ある審議会等で改選がある場合は、十分検討してまいりたいと考えておりますのでご理解ください。

次に、大きい4の指定管理者制度についてお答えします。

指定管理者制度導入のため必要とされる条例については、すべての施設に共通する募集及び申請の方法、選定基準、指定期間などの指定手続きに関するものと、管理の基準、業務の範囲などの施設ごとに規定するべきものに分けられます。

指定手続きに関する規定については、各施設共通の通則として条例を制定し、管理の基準、業務の範囲等については、個別設置条例に規定しようと考えております。

その条例案の議会への提案であります。前回の6月議会においては、来年6月議会までに、条例を提案したい旨を述べておりましたが、新年度予算に反映させるためには、手続き条例については本年12月定例会、設置条例の改正については来年3月定例会に提出する予定で、現在作業を進めているところであります。

指定管理者の選定は公募が原則であることから、現在施設の管理受託者となっている福祉法人及び出資法人等の取り扱いについて課題となりますが、一定の要件を満たす法人に対し、一定期間を限定に、管理者に指定する規定の制定などについて、今後検討しなければならないと考えております。

指定管理者制度の目的は、経費の削減と住民サービスの向上にあることから、現在直営で管理している施設について指定管理者制度に移行しても、経費の削減等につながらなければ急いで指定管理者制度に移行する必要もないものと思われまますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（齋藤栄一君） 13番柏倉孝雄君、再質問ありませんか。13番柏倉孝雄君。

13番（柏倉孝雄君） 1点だけ申し上げたいと思います。

外部監査制度の導入のことですけれども、今後、市長さんは今後検討するというふうなことですけれども、検討するということはやらないというふうなことも受けるんだそうでございますが、この今後検討するということは、具体的に言いますといつごろ、どのような方法で検討するのか、現在のわかる範囲内で、判断できる範囲内でひとつご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 柏倉議員の再質問にお答えをします。

外部監査のことでありますが、検討とはやらないこととかそういう曲がったことでなくて、私たちはあくまでも検討というのはいいい方向に検討ばかりやっています。ですから、その曲げないで真っすぐ検討してまいりたいと、このように思いますのでご理解ください。

なお、いつごろということ限定されますと、これまた誤解を招くことがありますので、私たちは常に休むことなく、よどむことなく検討したいということで思いますので、よろしくご理解ください。

以上です。

議長（齋藤栄一君） 13番柏倉孝雄君、再々質問ありませんか。

13番（柏倉孝雄君） ありません。

議長（齋藤栄一君） 以上で13番柏倉孝雄君の一般質問を終了します。

この際、15分間休憩いたします。

午後 2時37分 休 憩

午後 2時56分 再 開

議長（齋藤栄一君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

79番三浦勉君の発言を許します。79番三浦勉君。

【79番（三浦勉君）登壇】

79番（三浦勉君） 議席番号79番三浦勉であります。

通告の順に従って質問をいたしますが、私は通告に当たり、大項目1、由利本荘市住みよい環境づくり条例について、2つ目に平成20年開催、全国植樹祭についてを通告いたしました。一昨日、県より開催地決定の旨が皆さんのお手元にも届けられております。私は、この開催地決定は10月に発表されるという情報のもとに、このテーマを通告したわけですが、このように決定された以上、私の掲げたこのテーマは自然消滅したようなものであります。会議規則に従えば、皆さんのお手元にも配付されておりますように、このテーマというのはそうそう変えるわけにもまいりませんし、私自身も大変であります。事務方も大変であることだろうと思ひ、立ち消えになったものは引き下がるよりほかはございませんので、平成20年開催全国植樹祭についてのテーマは取り下げさせていただきます。

それでは、由利本荘市議会も10月いっぱいをもって私たちの在任特例の役目が終わるわけであり。そして、新たなスタートについていくわけですが、このときになって何か忘れ物をしているような気がいたします。私どもは由利本荘市民の声、まちの声を背景に、新市の均衡ある発展に寄与する使命と責任を持ってこの場に臨んでいるわけですが、与えられた時間いっぱい努めなければならないことは言うまでもありません。合併に当たって、住民要望で何が最も多くあったのか、強かったか思い起こすときに、私の説明会等に回って聞いた範囲では、冬期間の雪対策、いわゆる克雪対

策であったと思い、この1点について質問をいたします。

由利本荘市例規集第8類厚生、由利本荘市住みよい環境づくり条例、第5章降雪期における安全確保についてを伺います。

条例第15条は、「市は、降雪期における冬期交通確保に関する計画を策定し、除雪等を実施するものとする。」そして「市民等は、前項の除雪等の実施に協力しなければならない。」とあります。例規集は、冬期交通確保に関する計画を策定しとあるが、いまだ例規集に整備されてありません。この計画は策定済みなのかどうか、改めてお伺いをいたします。

また、交通面についてのみ記述してありますが、ことし1月・2月のどか雪は、10年に一度あるかの大雪であり、市民生活にさまざまな問題点を提起いたしました。県内一広いエリアを有し、その中で雪の多いところと生活に支障の少ないところが混在し、自治体が形成されました。しかし、過去に本市において最も雪の少ない旧本荘市や海岸線沿いに未曾有の大雪となり、社会生活が大きく乱れ、復旧に多くの費用と時間がかかったこともありました。冬期交通確保に限定しないで、環境づくり条例第5章、降雪期における安全確保の視点から、この問題を広くとらえ、計画は以下の項目を検討の上、策定すべきと考えるが、項目ごとの取り組みについて市長のお考えを伺いたい。

1、通常の除排雪について。

通常の降雪とはどういうものかは定義はありませんが、この降雪という場合であっても回数が重なると道路の両脇の壁が高くなり、それが崩れ落ちるような状態になったときは二次災害の危険が十分に予測されます。雪の積雪量の安全基準が定められて、速やかに排雪の対策が必要かと思えます。旧自治体の中にあつたときは、豪雪対策本部を立ち上げ、それぞれの地域において住民の安全と除排雪に対する細やかな配慮をしておつたのが実情でありますけれども、しかし、今はこの1市7町が大同合併した中で、どのような方向へと向いていくものか私には心配の種であります。

また、細かい日常生活のことを申しますと、今、若い人たちの就業体系というのは、朝早く家を出る人、午後から出ていく人、夜に出ていく人、それぞれ24時間の中で地域一帯が常に通勤者のための用意が必要とされているときであります。それぞれの家庭で子供たちを職場へ送り出して、やれやれ一安心というのが実態であります。常に雪の対策については、細やかな配慮が必要かと思えます。

次に、流雪溝の新設と遊休農用ため池の活用について。

道路の安全確保については、機械力による除排雪や地下水をくみ上げての融雪、そして流雪溝などが考えられるわけでありまして。流雪溝は事業費が高くなり、国や県の補助事業に頼るところが大きく、しかし水の確保が得られれば住宅の密集地、道路の狭隘なところにおいては、除排雪では最も有効な方法であり、今、水の確保について申し上げました。水田が担い手事業等で整備され、農業用ため池の遊んでいるところが随所に見受けられます。このため池の活用を、この流雪溝とリンクさせて考えられないものか。私は、遠く離れて、距離が離れていない限りは、そういったところにも考えを、思いをめぐらせてもよいのではないかと思っております。

急傾斜地の雪崩防止柵の安全点検。

積雪地は往々にして地形が複雑で、急傾斜地が多く、そしてそれに雪崩防止柵が設置

されてありますけれども、国道108号前杉地内の崩落事故の例もあるように、安全点検には本当に十分な上にも配慮がなされるべきであると思います。予測のつかない事故が待っているわけであります。

ちなみに3.3平方メートル当たり100センチの雪が積もったと仮定すると、通常であれば大体重さが1トンだそうです。これが水分を含んだり、雨が降ったりすると、倍、それ以上の重さになり、この雪崩どめの安全が脅かされる状況にあらうかと思えます。これは私どもがことしの1月のときの豪雪期に、旧矢島町議会建設常任委員会において巡視した結果、非常に危険なところが矢島町に限らずこれは散在しておるのは事実であります。

次、消防施設の設置見直しについて。

消防施設と申しまして私のこれから申し上げるのは、消火栓や防火水槽、とりわけその防火水槽の吸管の設置の仕方等に私は注目しております。積雪の多少にかかわらず、どの地域も由利本荘市一帯全部見たわけではありませんが、一様の設置対応に見受けられます。もう少し極論申しますと、消火栓の立ち上がりも同じように見受けられますし、防火水槽も土地を提供する人の要望もありますから一様ではありませんが、積雪や除排雪のため、埋設、雪にうずもれて急な対応には非常に支障をきたすであろうと思われることが、ことしの大雪のときには見受けられました。

高齢者世帯等の除排雪に対する支援策を。

急激な高齢化や一人暮らし、高齢者世帯がふえております。公道の除排雪も我が家の入口さえもままならない状況にある方も見受けられます。ましてや屋根の雪おろしなどは体力的にも困難であれば、経済的負担ははかり知れないものがあります。

また、今、空き家が目立ち始めました。屋根に積雪があっても、なかなかおろす人もなければ、積雪の重さで家屋の倒壊を周辺住民が心配しなければならない状況も聞いております。冬期間の一時期のことである雪は、多過ぎると厄介なものでありますが、なければ翌年の農作業ができないことも予測されますし、何にもまして市民の生活用水に事欠くこととなり、功罪が表裏一体となっております。

私がこの雪についてテーマを取り上げましたことは、それぞれの自治体に、地域において最もデメリットな部分があるとすれば何かを今ここで申し上げておるわけですし、この最も困難な、要望が多い部分のこのことこそ、互いに由利本荘市民が認め合って支援し合うところから均衡ある発展というものが始まるのだと思っております。住みよい環境条例は、第1章第1条から第8章第22条までの条例であるが、大筋において市民が社会生活で最低限守らなければならないマナーの遵守を明記したものであります。必要に応じて市長が条例の違反に対し、立ち入り調査、違反事実の公表など、勧告指導、是正命令をすることができます。ところが、この条例の降雪期における安全確保については、いまだ条文細則の策定がなされておられません。この条例は、自然のなせる現象で起こる危険を予防するためのことでもあり、多くは市長の裁量に頼るところの大きい条例であるかと思えます。市長のお考えを伺います。

終わります。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 79番の三浦議員のご質問にお答えいたします。

初めに、由利本荘市住みよい環境づくり条例について、第5章に関することでの通常の除排雪について、の流雪溝の新設と遊休農用ため池の活用について、の急傾斜地の雪崩防止柵の安全点検についてでございますが、関連がございますので一括してお答えいたします。

由利本荘市住みよい環境づくり条例は、市民が健康で文化的な生活を営むための市と市民、そして事業者のそれぞれの責務を明らかにし、良好な環境を保全することを主な目的とし、第5章第15条において降雪期における冬期交通確保に関する計画を策定し、実施するものとしております。

また、合併協定書では、除雪体制については現行のとおり新市に引き継ぎ、地域の実情に応じた除雪計画の策定と、その充実に努めることとなっております。

これらを踏まえ、特別豪雪地域や比較的降雪の少ない地域等の地域事情を考慮した除雪計画策定のため、9月中をめどに現在取りまとめ作業を進めており、今期の万全な除雪対策を目指しているところであります。

次に、流雪溝の整備については、運用するための水源確保も大事な課題であり、ご提案のありました農用ため池の活用も水利権者と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

また、急傾斜地の雪崩防止柵の安全点検についてであります。市民が安心・安全な生活をするために急傾斜地対策は重要な課題と考えております。

このため県では、毎年7月を点検重点期間と定め、雪崩防止柵や落石防止柵等の施設の総点検を実施しているところでありますので、ご理解を願いたいと存じます。

次に、消防施設の設置見直しであります。冬期間は積雪のため、消火栓や防火水槽の吸水管が埋没しないよう、消防団や町内会で除雪をして地域の安全確保に努めております。

しかしながら、降雪量の多い地域は、雪に埋もれがちな消火栓などもあることから、背の高い消火栓の設置や防火水槽の吸水管立ち上げを工夫するなど、地域の実情を勘案しながら消防施設の整備に努めてまいります。

また、除雪や排雪についても、消防施設に支障とならないよう各関係機関との連携を取りながら対応を図ってまいります。

次、の老人世帯等、除排雪に対する支援策について、お答えします。

市では、一人暮らしを含む高齢者のみの世帯の方々に、冬期間でも住み慣れたご自宅で生活していただけるよう、軽度生活援助事業の中の一つのメニューとして、除雪作業を実施する予定であります。この事業は、ご自分で除雪が困難な方の住宅の出入り口の確保のために除雪を実施するものであり、利用料金については作業費用の1割程度のご負担となっております。

これまでも、同様の事業を合併前に旧市・町においても実施してきており、今年度においても、地域の実情に合わせ、高齢者世帯等の降雪期の安全確保のため、除雪事業を実施してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（齋藤栄一君） 79番三浦勉君、再質問ありませんか。79番三浦勉君。

79番（三浦勉君） ありません。

議長（齋藤栄一君） 以上で79番三浦勉君の一般質問を終了します。

次に、103番村上文男君の発言を許します。103番村上文男君。

【103番（村上文男君）登壇】

103番（村上文男君） 私は、地域課題を含め、5項目7点について質問させていただきます。

その前に、柳田市長におかれましては、今春3月22日合併の後、4月の選挙で、由利本荘市初代市長となられ、これまでの6倍強の行政面積と8つの地域自治区を擁するところの9万2,000市民の大きな期待を背負いながら、行政運営、市民サービスに精力的に取り組まれていることに対し、まずもって敬意を申し述べたいと存じます。

さて、2年数カ月の合併協議の後、各議会が市民の注目の中、1市7町による由利本荘市を誕生させ、平成26年までの10年間にわたる財政計画を含む新市まちづくり計画によって新市の姿、概要を示されて以来、平成17年度も半ばとなりました。

今年度の予算は、合併初年度ということから、政策カラーの評価には言及しにくいのですが、今年度を含めて今後の10年はどのようなまちを望み、どのように成長して、安心して暮らしやすいまち、住みたいまちにするかという、基礎土台づくりの10年といえ、草創期の大事な時期であります。

地方分権一括法や三位一体改革によるところの地方自治体の行財政にとっては、極めて大きな転換期にあって、新生由利本荘市も必然的に地域間競争での優位なまちづくりが求められ、良質で価値あるブランドを早期に具体化し、自立する自治体を構築しなければなりません。それには9万2,000市民が結束して取り組める目標を示すことにより、結果、成果としてあらわれることから、市長は各分野の重要項目、政策を明確に打ち出し、市民に協力を呼びかけ、継続した取り組みを約束すべきと考えます。柳田市長は昨年12月、本荘市議会での私の同類の一般質問に対し、「自立形成の根幹は産業の活性化による」とし、なお、「合併による地域力効果と長期ビジョンに期待できる云々」と答弁されております。したがって、きょうは中長期ビジョンを改めて示していただき、質問の1番、新市の自立を何に求めようとするのかお伺いするものであります。あわせて、新市まちづくり計画や過疎地域自立促進計画に、市民の協働によるまちづくりをうたっている中で、市民の協働はどこに求め、地域自治活動以外にはどのようなことを想定しているのか、お伺いいたします。

次に、2番としまして、自立に向けての具体的施策についてであります。

これは前段での自立方策を確認した上でお伺いするべきものであります。質問形態に制約がありますので、(1)として農林水産業と観光の産業化についてお伺いします。

地方自治体が自立化を図るためには、歳入における自主財源の構成比率を高めることでもあります。それは前にも述べたように、他の自治体との地域間競争に優位でなければならぬし、市民の経済活動が活発でなければなりません。政府の各種事業や制度に従属していくだけでは限界があるといえます。財政的に有利な国施策の事業を展開することに異論はありませんが、本市としての将来ビジョンを具現化するためには、地域特性を見きわめ、発想・視点の切りかえと、より専門的人材、より高度な技術などへの積極的な投資の集中が求められると考えます。このような観点から、まちづくり計画でいう

ところの農林水産業の一大産地化形成と観光事業が本市特有の産業として根づかせるための具体的施策を伺うものであります。

次の(2)の商工業の振興方策についても(1)同様の論点から、商工業の支援策はこれまでの融資事業や利子補給の施策を越えた新規事業が求められています。市民及び商工業に携わる人たちは、期待を持って効果的支援策と独自の地場産業復興策を待ち望んでおりますので、合併新市の経済施策を具体的に示していただきたいのであります。

次に、3番の由利高原鉄道に対する位置づけと今後についてであります。

由利高原鉄道は、昭和60年に日本国有鉄道矢島線から第三セクターに経営移譲されて、ことしで20年目を迎えました。通勤・通学・通院などの地域の足として、また、観光・イベントでの人々の交流などで利用されている由利高原鉄道は、まさに公共交通機関として存在意義も大きく、由利本荘市にとって欠かせない交通動脈の一つと言ってよいと考えます。

しかし、利便性の高い車社会であることと道路整備の進捗により、同鉄道の利用率は低下の一途であり、経営が厳しいことは等しく認識しているものであります。これまで年間経営赤字は大変大きいものの、旧矢島町・旧由利町を含む1市2町と秋田県による赤字補てんで運営継続を図ってきていただいたことは、地域や利用者にとってとてもありがたい措置であります。私は由利高原鉄道については、赤字解消のためにも、このたびの合併を契機に地域交通の動脈の一つとして、また、新市が標榜している観光の産業化に向けての重要な要素として、本鉄道の再生に取り組むことができないかと考えております。農業と観光の一体化の中に取り込むことにより、ローカル鉄道は生かされます。鳥海山と山ろくの自然、登山バスの再開、鳥海高原から日本海への周遊横断バス路線の運行、先ほど小林議員の話もありましたが、JR羽越線への乗り入れによる大学前、由利組合総合病院前、あるいは岩谷経由亀田・道川への延伸など、前向きに検討できないものでしょうかと提案しながら、由利高原鉄道に対して、本市ではどのような位置づけをし、今後この地域鉄道をどのように存続、再生していこうと考えているのかお伺いいたします。

次に4番は、県道羽後本荘停車場線の改良についてであります。

平成9年事業化以来、本荘中央地区区画整理事業は、市長並びに当局の熱意と地域住民の積極的協力のもと、中心市街地のにぎわいと活性化を目指し、平成22年完成に向け順調に進んでいることは大変喜ばしいことであります。

しかしながら県道羽後本荘停車場線の大門角から合同庁舎までの区間約320メートルについては、土地区画整理事業とあわせて平成19年度中に完成すると伺っているものの、通称本町通り約380メートルについては、いまだ改良されていない現状にあり、交通安全上の問題や市街地防災の観点を含め、沿道市街地の商業機能を著しく低下させております。この通りは、羽後本荘駅から続く市街地を形成するメインストリートであるとともに、大町、由利橋通りへの人の流れを生んできた中心路線であることと文化会館を核として社会教育施設が配置されている大町銀座通線、今後整備される予定の旧由利組合総合病院跡地へ設置予定の複合交流施設、あるいは本荘公園などを面的に結ぶ複合的機能を持った重要な街路と位置づけられます。この地区は16年度、秋田県で平面調査をしていることでもあり、土地区画整理事業に投資したエネルギーが効果的に価値あるもの

として生かすためと、歩行車や自転車及び車いすなどの生活者が安全・快適に通行できる、人にやさしい道路が求められていることもあわせて、早期に改良を望むものであります。

先ごろ、路線沿線の複数の商店街と町内からも連名で要望書が出されていることも伺っておりますので、秋田県への働きかけを強く希望することから、市長の見解をお伺いするとともに、今後の対応について示していただきたいと存じます。

最後に5番としての質問は、地域課題であります。

国道107号の歩道設置について（万願寺から雪車町交差点間）の質問であります。

国道107号は、長い間望まれていた石沢バイパスが昨年ようやく完成し、交通災害の危険な環境から解放されたということで、沿線住民からは大変喜ばれております。このバイパス建設に当たっては、地元選出国會議員のご配意と市長初め当局のご尽力のおかげと感謝申し上げる次第であります。

しかし、本バイパスの北側、いわゆる雪車町交差点から万願寺交差点までのおよそ2,600メートル区間には歩道が整備されておられません。本路線には、本年4月、本荘東中学校が開校となり、統合となった石沢地区の中学生およそ60数名が自転車通学の対象となっておりますし、同地区から自転車通学している高校生も多くあります。

現在の通学路は、雪車町交差点から上野地区経由で万願寺地区の旧道を迂回し、遠回りして通学しております。この通学指定路線も一部を除き歩道や自転車道はなく、幅員が狭いため、安全とは言えない通学路であります。

以上のことから、国道107号万願寺から雪車町交差点間の2,600メートルについて、歩道設置の事業化を秋田県へ要請し、早期に歩行者及び自転車通学の安全を図ることを望むものであります。

本件についても地域PTAなどにより要望があることから、早急に整備を図る必要があると考えます。市長の見解と対処方策をお願いし、私の質問を終わります。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 村上議員の一般質問にお答えします。

最初に、新市の自立を何に求め、市民の協働はどこに求めるのかでございますが、長期ビジョンについては、市の将来像を人と自然が共生する躍動と創造の都市（まち）とし、その具現化のため、3つの基本理念をもとにまちづくりを進めることとしており、当面の10カ年における基本方針や基本施策を新市まちづくり計画に示しながら、事業を展開しているところであります。

現在、この新市まちづくり計画を基本に、総合発展計画策定の作業を進めており、具体的内容については、その中で示してまいります。

また、市民との協働についてであります。当面の課題として、市民への行政情報の公開を一層推進し、情報の共有化により、町内会などの住民自治組織やボランティア・NPOなどの市民団体組織が市の各施策の企画、立案、実践などのプロセスへ積極的に参画できる仕組みの整備を目指してまいりたいと考えています。

将来的には、住民自治組織・ボランティア・NPO団体が、市から公園などの地域施設の管理、地域の子育て支援、独居老人の生活支援等地域の身近な事務を受託し、地域

の公共的活動を担うということを期待しております。

次に、大きい2番の自立に向けての具体的施策について、(1)の農林水産業と観光の産業化についてであります。産業全体の低迷が長期にわたっており、特に地方におきましては景気の上向きは感じられませんし、多くの分野で閉塞感を覚える状況にあるように思います。

このような状況を受けまして、近年、全国各地で観光による地域振興が提唱され、多くの自治体が産業としての観光を模索しようとしております。観光が地域経済を活性化するほどの産業となるためには、一朝一夕にはまいりませんし、並々ならぬ努力の積み重ねが必要であろうかと存じます。

また、観光客を迎える側の考え方だけで進めようとしたとしても、おいでいただく方々の求めるものでなければ、売り込みにも無理があるかと存じます。

近年の傾向の一つとして、自然に親しみながら農業体験をしてみたいと思っている方も多くなってきているので、都市部の方々と農村部の交流や、水田や畑・果樹園・山菜・なめこ等のオーナー制なども視野に入れた滞在型観光客の増加を検討してまいりたいと考えております。

次に、2番の(2)の商工業の振興方策について、お答えいたします。

地域経済は、景気回復基調にあるものの全体としては低迷している現状にあり、加えて人口減少や少子高齢化など深刻な課題も多く抱えております。

全国的に問題となっている中心市街地の空洞化は本市においても同様であり、既存商業者を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しております。活力ある商店街づくりには、何よりも商業者みずから競争力のある商店街形成を図る取り組みを行うことが重要であり、そのためには消費者ニーズの変化や多様化に対応した独創的で創意工夫に富んだ商業活動が求められております。

市では、商店街の活性化と中心市街地のにぎわい創出のため、土地区画整理事業や市の表玄関である羽後本荘駅前を中心に市内循環バス運行事業を実施しており、今後も県や商工会と一体的に連携を図りながら、空き店舗の活用や高齢化社会に対応した魅力ある商店街形成を支援してまいります。

また、経済のグローバル化や製造業の海外シフトなどにより、企業経営者を取り巻く環境もますます厳しくなってきました。地元企業の多くは、優れた技術や高度な設備を有していることから、産学共同研究センターや県立大学などの協力を得ながら、関係企業間の連携や技術開発への支援を行うとともに、既存融資制度や保証制度により商工業者の経営基盤強化に向けても支援してまいります。

次に、大きい3の由利高原鉄道に対する位置づけと今後についてお答えします。

由利高原鉄道については、先の6月議会の一般質問でお答えしておりますが、利用者の減少が続く中、昨年は由利小学校の開校の効果もあり、利用客が増加に転じましたが、これは一時的なものであり、利用客の減少に歯どめをかける有効な施策は困難な状況にあります。

経営を取り巻く環境は年々厳しさを増しておりますが、由利高原鉄道株式会社でも経営努力により、経費の節減やイベント等開催による利用客の増加に向けた取り組みを行っております。

また、国土交通省は、マイカー普及などで経営が悪化している地方鉄道に対し、地域が一体となって活性化していくため、地元と協議してまとめた中間的な再生プランに応じて支援していく地方鉄道支援策をスタートさせており、今後は鉄道事業者、関係自治体、地元経済界、利用者代表等で構成する再生協議会が利便性向上や利用促進計画、事業の効率化などの再生プランを作成して実施することになります。

このため、今年度中には協議会が設立され、今後に向けた協議に入ることになりますので、その推移や地域住民の意向を考慮しながら対応してまいりたいと存じますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、4の県道羽後本荘停車場線の改良について、お答えします。

本路線のうち、大門角交差点から合同庁舎前の区間については、平成19年度の完成に向けて整備が進められているところであります。

一方、ご質問の同交差点から由利中央線に至る約350メートル区間については、未整備区間となっており、交通安全上の問題を含め都市機能を低下させている現状にあります。

当路線は羽後本荘駅から市街地中心部を貫通する道路であり、交通処理や通行の安全性はもちろんですが、商店街としてのにぎわいが求められる路線であることを踏まえ、これまでその整備方策について県とともに検討してきたところであり、県当局にも当路線の整備についての必要性を認識していただいているところであります。

今後は、将来、自動車交通量の予測を踏まえた幅員を基本に、地元関係者の皆様と商店街にふさわしい歩道環境を含めた道路の整備計画を協議し、県に対して早期の整備を要望してまいりたいのでご理解願います。

次に、5の国道107号の歩道設置について、万願寺から雪車町交差点間ではありますが、このことについては、4月に開校した本荘東中学校への通学環境の安全向上のため、学校建設事業の推進と合わせ、石沢地区や小友地区からの要望も踏まえ、道路管理者である秋田県に強く要望してきたところであります。

この要望実現のため、昨年、現地状況や同区間を利用すると見込まれる学童、生徒数などについて由利地域振興局建設部が、旧本荘市と連携して調査を実施し、18年度以降の新規事業箇所を組み込むべく検討されたところであります。

しかしながら、全県における歩道設置要望箇所が多く、現時点では事業化について明確になっていない状況と伺っております。

このため同区間の歩道設置については、利用者の安全確保を図るため、引き続きその必要性を強く訴え、要望実現に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（齋藤栄一君） 103番村上文男君、再質問ありませんか。103番村上文男君。

103番（村上文男君） 1点だけお伺いしたいと思います。

4番の本荘停車場線の道路改良のことでございます。

先ほど市長からは、県との協議が大分進んでおると。早期の整備を図りたいというふうに力強く言われておりました。おおむね聞くところによると、19年ぐらいからスタートできるのではないかなどというお話も若干伺っているところでございますけれども、その辺差し支えないところで、早期の着手時期、お知らせ願えれば大変ありがたいので

すが。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 村上議員の再質問であります。ただいまの駅前の停車場線でありませんが、さっきもお話申し上げましたように、中央線から大門角が本荘市街地発展のためには大変今の道路では阻害の要因にもなっているとさえ思われます。そのため、これまで県にもたびたび要請するところでもあります。あの道路は県道でございますので、県がとにかく地方を発展させると、そうした意味でもあの道路について早く整備してほしいということをこれからも申し上げます。その年度については、担当部長の方から答えさせます。

議長（齋藤栄一君） 佐々木建設部長。

建設部長（佐々木孝一君） 村上議員の再質問にお答えします。

当路線は、秋田県において都市計画事業で整備する予定と伺っております。道路整備は道路局事業、都市局事業とありますけれども、その都市局事業でやるという計画であります。それで、議員もご存じだと思いますけれども、秋田県において、現在、秋田中央道ですね。あの秋田駅の地下を通る道路です。それに大分費用をかけて、都市局事業で頑張っている関係上、そのめどをつけ次第着工したいと、そういうことで伺っておりますので、ご理解願います。

議長（齋藤栄一君） 103番村上文男君、再々質問ありませんか。

103番（三浦勉君） ありません。

議長（齋藤栄一君） 以上で103番村上文男君の一般質問を終了します。

次に、84番佐藤清君の発言を許します。84番佐藤清君。

【84番（佐藤清君）登壇】

84番（佐藤清君） きょうの議事日程で私が最後の質問者になるようでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

新生由利本荘市が誕生しまして5カ月が経過いたしました。そして4月17日には、市長選挙が執行されました。初代柳田市政が発足したわけでございます。人と自然が共生する躍動と創造の都市（まち）を標榜し、その理念に基づきながら市長の施政方針がなされたわけでございます。そして、新年度の事業計画、あわせて中長期的な新市の発展のための方針が示されたわけでございます。その運営方針につきまして、あるいは市政につきましては、私ども市民、あわせて議員は一緒に喜ぶべきことだろうと思っております。そして、考えてみますと私ども議員は、在任期間が残すところ2カ月足らずとなりました。私ども議員は、この在任特例につきましては、皆さんの気持ちとしてはあんまり望んではおりませんでしたけれども、いろいろな面で特例がなされたわけでございますが、ところでその私どもの議員在任特例につきましては、私の聞くところでは市民の大方は必要ないと、こういうご意見が多く聞かれたようでございます。でも私ども議員の立場からしますと、例えば6月定例会におきましては、41人の議員が一般質問されております。そして今議会におきましても23名の議員の皆さんが一般質問をなされる予定になっております。そして、各常任委員会におきましても、議員それぞれがそれぞれの地域の思いを発言し、そしてその問題点を提言しながら今日に至っております。いわゆるこれまで127人の声が今後の市政運営に反映される大きな原動力になっただろうと

私は思っております。それにまた私ども議員相互の交流と親睦などにより、今後の市政発展に貢献できることと思ひ、非常に貴重な、極めて意義の深いこの7カ月の在任期間であらうと思ひしております。

それでは質問に入らせていただきますが、実は私、通告、少し早い時期にした感がございますので、通告後にいろいろ議案として出された問題、あるいは私の質問と重複する皆さんの質問がございまして、はてどうかなと思ひて質問を取り下げしようかなと思つたところでございますが、せっかく執行部の皆さんが答弁を準備していただきましたので、大変失礼ではございますが、なるべく重複する内容について、あるいは報告されたことについては簡潔に質問させていただきたいと思ひしております。

それでは、大きい3項目でございますが、そして13点について質問させていただきます。

その質問の1つ目でございますが、市長の施政方針に対してでございます。その(1)番に、高度情報通信基盤の整備についてでございます。

その でございますが、「市民と双方向による情報交流を図るため、本庁と各総合支所を初め、学校など主要公共施設間を光ファイバーで結ぶ、そして地域イントラネット事業による広域ネットワーク構築をし、行政情報や防災情報などを市民に対して、より質の高い情報を提供してまいります」と、こう述べられております。そこで、移動通信用鉄塔設備整備について、市内にはまだ何カ所となく整備の必要な場所があるだろうと考えられます。幸い由利地域の西沢地区には、今年中に建設が計画されておりますが、今後市内全域の不感地帯を解消するためには、おおよその時期を示してほしい、おおよそ何年後になるのか、これを質問したいのであります。

それから でございます。地域イントラネット事業、防災行政無線遠隔システム事業についてであります。この質問については通告が、さっきも申し上げましたが早かったために、今議会に議案91号でしたか提案されまして可決されております。ちなみに申し上げますと、事業費は4億7,609万1,000円でございますが、契約の相手方は富士通・本荘電気工業特定建設工事共同企業体となっております。

この工事区域は、非常に広範囲であると思われれます。そしてまた工事期間が冬期間にかかるのではないかと考えられるものであります。そのために作業に大変な苦労があると思ひますが、遅滞のないような、年内に完成できるような作業を指導してほしい、このように考えるものであります。

災害時には通信機能もすべて被害を受けます。そして使用不可能になります。そのためには無線遠隔システム整備が必要要件であると言われております。その整備計画についてもいかがなものか、いつごろまで完成されるのか市長のお考えをお伺いしたいと思ひます。

それから でございます。テレビの難視聴地域の解消についてでございますが、これも本市内には相当多くの箇所があるだろうと言われております。この整備計画についても、おおよそいつごろまでには本市内の解消を整備したいと、そういうお考えなのかお尋ねいたしたいと思ひます。

それから(2)でございますが、鳥海北ろく観光開発についてでございます。

その でございます。本市は、鳥海山を核として山ろくに広がる由利原高原、そして

溪流や滝など、また、子吉川、日本海と、一連の恵まれた自然環境を多く持つ観光資源を有しております。これまで各市・町は、それぞれ整備をしてきた既存の施設が多くあります。その施設の中には補修、あるいは建てかえの必要な施設も数多くあるだろうと思われまます。また、それらの施設には、よく活用されているもの、あるいはそうでないもの、赤字経営を抱えているもの、こういう施設も多くあるだろうと思われまます。これらの施設については、再検討をし、またその管理運営については、再点検が必要であろうと考えるものであります。よく言われまますが、行政が管理しているものだから多少の赤字についてはどうしようもないんだと、仕方ないんだと、こうおっしゃる方もおられまますが、決してそうであってはならないと思われまます。行政が赤字を補てんしてまで持ちこたえられることではないだろうと思われまます。民間委託ということがございまますので、よくその辺は検討しながら民間委託も考える必要があるんじゃないかと私は思われまます。そして、行政の重荷を軽くすること、これこそが行政改革になるだろうと考えるものであります。そのお考えについまして、市長はどのようなお考えかお伺いいたしまます。

それから ございまますが、鳥海山ろく観光施設には、宿泊施設もあり、体験型施設もありまます。また、レジャー施設型もございまます。私が考えておりまますことは、これらの施設を総合的に組み合わせた利用計画と、特に首都圏などとの交流を深め、牧場や土地利用をした、いわゆるグリーンツーリズムの発想も必要ではないかと、こう考えておりまます。この推進も積極的に実施することが、本市にとって大切なことではないかと考えるものであります。体験、そして滞在型観光は、いろいろな面で本市に波及効果があるものではないかと考えるものであります。これらについての市長のお考えはいかがなものでしょうか、お伺いいたしまます。

それから ございまますが、鳥海山のゴンドラ建設構想についてであります。

去る6月定例議会での一般質問に、二、三の議員の方から質問がございままして、鳥海山観光開発についての質問でありまました。その答弁の中で市長は、「鳥海山ゴンドラ整備については県に呼びかけをしたい」と、こう答えておりまます。鳥海山ゴンドラ整備については、自然環境の関係、自然破壊の関係から、県の自然保護団体連合会の奥村清明代表理事から、ゴンドラ整備の反対公開質問状が出されてありまました。その公開質問状の内容でございまますが、3つほどありまます。その1つが、「貴重な自然を破壊してまでなぜ建設しなければならないか、その根拠を知らせてほしい」、これが1つ目。2つ目には、「県に要望する建設地点はどこら辺なのか、この地点を示してほしい」、3つ目は、「発言を撤回する予定はあるかないか」、この3つの回答を求められておりまます。私が考えるには、このゴンドラ建設については、心配するほどの著しい環境破壊にはならないだろうと私は考えておりまます。今後、自然保護団体と話し合いをよく進めて、理解を求め、計画を推進すべきと私は考えているものであります。今後の課題と市長のお考えはいかがなものかお伺いいたしまます。

2番でございまます。2番目には、税や市民の義務的納付金の収納処理についてでございまます。

その(1)でございまますが、1市7町が合併する前、いわゆる合併前の市・町でありまますと、決算期にその時点での収納未済額、あるいはいろいろなその書類を提出していた

だきまして、私方はその書類を見ながら状況を把握してきたところでございます。が、合併後はどのようになっているのか気になるわけでございます。固定資産税、市民税、国民健康保険税、それ以外に上・簡水、あるいは下水道などの使用料についてもいろいろありますが、それ以外にさまざまな納付するべき義務が多くあります。その額などにつきましては、集計する時点で多少数値は変わると思われますが、例えば出納閉鎖期時点でも結構だと思えます。現在そういうものがどのようになっているか、種別ごとに、そして件数、金額をお教え願いたいと思うのでございます。

(2)でございます。合併前にはどこの市・町も、この未収金の収納には、担当職員は大変なご苦労をなされてきております。昨日の質問にもありましたが、市営住宅の未納金の問題もあったようでございますが、ところが今後、こういう未納金、未収金というものは、まだまだふえる傾向にあるのではないかと、まだまだ大変な状況に陥るのではないかと懸念もされます。だからといってそのまま手つかずにはおられないのが現状でございます。今後、市はこの収納処理に、どのような手法で臨むお考えなのか、そしてその収納についての見通しについてはいかがなものか、それをお伺いしたいのであります。

(3)でございますが、この質問につきましては、決算書を配付される以前の通告でございましたので、決算書を見れば、これはしっかりわかるはずなんです、ただその書類が届かない前の通告でございましたので、質問を取り下げしようかなと思ったんですが、せっかく、先ほど申し上げましたように通告しましたので申し上げたところでございますが、不幸にして16年度に、この不納欠損処理をしなければできない金額が生じた場合に、その額はどれぐらいなのか。あるいは、その件数はどれぐらいあるのか。そして、今後の、そのことについては不納欠損処理ですから、収納はおそらく不可能なはずですが、今後そういうものをふやさないようにするためには、どんな手法があるのか、このようなことについてもお伺いしたいのであります。

それから3点目のアスベスト問題についてでございますが、実はこのことにつきましては昨日の一般質問で小松議員さんからこと細かく説明があり、そしてこの問題が取り上げられました。このアスベストにつきましては、昭和30年ごろから建築資材を主として、あるいはそれ以外にも用途によっては使用されていたようでありますが、50年代まで主に使われたようでございます。建築物に多く使用され、それ以後60年代も使用されているようですが、その物質が人体の健康に被害を及ぼすということは、その使用する時点で既にわかっていたようでございます。それにもかかわらずこれを使用した、そしてその使用後については、あまり気にとめないでそのまま伏せておいた、これが現状でございます。県を初め県内各市町村は、それぞれ調査を始め、今後の対応を検討している自治体の方が多くありますが、特に大館市などは公共施設はもちろんでございますが、民間施設にも補助金を出して調査を促しているようでございます。

ところで本市では、これも諸般の報告で市長の報告がございましたが、8月5日から市内33の市立学校を対象にアスベストの使用の実態を調査されたようでございます。そして8月末日には調査が終わり、その結果がまとまっていることだと思えます。このことにつきましては、市長の諸般の報告の中にあつたように、西目小学校の給食共同調理場の天井裏の吹きつけ材からアスベストが検出された。そのために、その施設は当分

の間使用を中止すると、こういう報告でありました。

ところで、学校以外の公共施設についての調査は、どのようになっているか。もし調査されているとしたならば、その状況、結果についてはいかがであったか、お教え願いたいと思います。

(2)でございますが、行政は市民の健康を守る意味からも、民間施設についても調査促進を指導し、病院なども含む諸建築物の調査もすべきと考えるものでありますが、現時点ではどのようになっているのでしょうか。もし調査がなされているとしたならば、その状況や結果についてご報告をお願いしたいのであります。

(3)でございます。本市には市のガス水道局が管理している施設に石綿セメント水道管がそのまま使用されている箇所が、まだ相当の延長があるだろうと予測されます。鳥海地域の一部の区間では、今年中に布設がえの計画もなされているようですが、その石綿セメント水道管については、年数もかなりたっているだろうと想像されます。そしてそれに伴って老朽化も進んでいることだと思われま。アスベストの関係からも、この石綿セメント水道管の布設がえは、急ぐべきものではないかと私は考えるものであります。今後の対応について、ガス水道局のお考え、そしてこれからの計画についてはいかがなものでしょうか、お伺いいたします。

また、ガス水道局が管理している区域内、石綿セメント管の使用されている延長は、どれくらいあるのかもあわせてお伺いいたします。

(4)でございます。毎日のようにテレビ・新聞等で報道されておりますが、全国各地でアスベストによる健康被害を訴えている被害者が日増しに多くなっているようです。本市の場合にはいかがなものでしょうか。きのうの一般質問の答弁の中に、本市でもアスベストに関する調査について、健康について、あるいは調査についての相談窓口を設置したい、こういうご答弁がございました。本市においては、これまで中皮腫などの疾病者、あるいはそういう病気などにかかわる確認がなされているものでしょうか、その点もあわせてお伺いをして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 84番の佐藤議員のご質問にお答えします。

その前に、佐藤議員のご質問、前にお答えしたものと重複することもあるかもしれませんが、敬意を表しながら重複された部分についてご理解ください。

初めに、市長の施政方針に対して、(1)の高度情報通信基盤の整備について、の移動通信用鉄塔施設整備についてであります。携帯電話不感地域の解消についてであります。ご質問のとおり携帯電話の通話エリアは、市内全域をカバーするまでには至っていないのが現状であります。

本年度、市が事業主体となって移動通信用鉄塔の整備を計画しておりますのが、岩城地域の君ヶ野地区と北沢地区、並びに由利地域の西沢地区の3カ所であります。いずれも11月ころに着工し、来年3月の完成を目指しているところであります。

移動通信用鉄塔の整備は、携帯電話事業者の参画希望がなければ実現できないものであります。引き続き、携帯電話不感地域の解消に努め、格差なく携帯電話サービスを受受できるよう、県を初め総務省東北総合通信局を通じながら、携帯電話事業者に働きか

けてまいりたいと思います。

次に、 の地域イントラネット事業、防災行政無線遠隔システム整備事業について、お答えいたします。

初めに地域イントラネット事業ですが、市内の各総合支所や学校、公民館などの主要公共施設を光ファイバーケーブルで結び、インターネット技術による公共ネットワークを構築する計画です。接続される主要公共施設には、市民用のパソコン端末を設置し、行政情報を初め地域情報や防災情報、公共施設予約情報など、きめ細やかな質の高い情報を提供してまいります。

今後は、これらの情報を各家庭にも提供できるようCATV等のネットワーク整備を順次進めてまいります。

また、各学校においては、パソコンを使ったテレビ会議システムを導入し、クラスや学校の垣根を越えた交流や一斉学習を実現し、創造力豊かな人材の育成支援を図る計画であります。

なお、議会の初日に契約議決をいただきました地域イントラネット整備事業は、総務省の補助事業として採択されたものであり、9月に着工し、来年3月には完成予定の単年度事業であります。

次に、防災行政無線遠隔システム整備事業でございますが、これは各総合支所にある移動系防災行政無線の基地局を電話専用線で結合し、本庁において一斉統制ができるようにする事業であり、本年度中の完成を予定しております。

次に、 テレビ難視聴地域解消整備施設等について、お答えします。

各地域のケーブルテレビ施設の整備は、平成18年度から、順次、各総合支所からの伝送路を整備し、平成21年度の完成を目指すものであります。

年次整備計画については、各地域の実情や市民の意向を踏まえ、年度内の策定を目標に作業を進めてまいります。

既存のテレビ共同受信施設については、施設の維持経費や地上デジタル対応への改修経費などの負担をなくすため、ケーブルテレビへの移行を進めてまいります。

現在、共同受信施設の老朽化等の実態を調査しておりますので、このような難視聴地域の状況も踏まえ、年次計画を策定しますので、ご理解ください。

次に、(2)鳥海北ろく観光開発について、 の既存の施設全体の再点検と施設の民間委託についてお答えします。

鳥海山ろくの観光開発や施設整備につきましては、由利地域の南由利原、矢島地域の花立を中心に各種施設が整備されております。これらの施設は旧町において観光振興のため整備されたものであり、一部類似施設が隣接しております。南由利原の施設につきましては、県営のオートキャンプ場以外の施設については、すべて市の直営施設であります。また、花立につきましては、スポーツ宿泊センター「ユースプラトール」やコテージ、バンガロー、キャンプ場、牧場工房「ミルジー」については、第三セクターにより運営しております。ゴーカート、パークゴルフ等の「子供の国」やラグビー場は市の直営で行っております。

採算のとれにくい施設が多く、簡単には民間に委託ができかねる現状ではありますが、今後、運営形態を詳細に検証いたしまして、可能なものから順次、指定管理に移行して

まいりたいと存じます。

次に、体験・滞在型観光の推進が必要と思われる、についてであります。観光振興の主たる目的は、お客さんに来ていただき、楽しんでいただき、そして地域にお金を落としてもらうということが前提であります。そのためには宿泊してもらうとともに特産品等を買っていただかなければなりません。観光客に滞在していただくため、日帰りでは消化しきれないような魅力ある観光ルートの設定、そば打ちや物作りの体験メニュー等を検討し、交流人口の増加を図ってまいりたいと存じます。

次に、鳥海山ゴンドラ建設のその後の考え方については、であります。6月定例議会におきまして質問がありました鳥海山へのゴンドラ計画につきましては、県に要望してまいりたいと答弁いたしましたところ、自然保護団体から公開質問状がまいりました。回答につきましては自然との調和を第一に考え、自然を破壊してまで建設を要望するものではないと答えしております。鳥海山は国定公園でありますので、法により自然が保護されております。5合目より上部は、ほぼ全域が自然保護特別地域に指定されており、開発が厳しく制限されております。このような事情から鳥海山でのゴンドラ構想は、今後の研究課題と判断しております。

いずれにいたしましても自然と共生する鳥海高原の観光振興を進めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、2、税や市民の義務的納付金の収納処理について、(1)の合併時点での各旧市・町の未済額について現在どのように処理されているか、(2)今後、市は収納処理にどのようにして臨むか、(3)は不幸にして不納欠損処理が発生した場合の件数、金額は、でございますが、関連がございますので一括してお答えいたします。

初めに合併時点での収入未済額ですが、市税は個人市民税が1万3,314件の2億7,300万円、固定資産税・都市計画税が、1万9,395件の4億4,800万円、合計で3万5,126件の7億7,500万円であります。国保税は2万5,995件の6億5,300万円であり、上水道、簡易水道、下水道、集落排水などにつきましては、合計額で1,500万円でありました。

これらの未収額は、7月末には、市税が2万7,508件の5億6,700万円、国保税が2万1,382件の5億7,000万円、上下水道等につきましては合計額で1,000万円となったところであります。

これらの収納に向けての方策であります。昨日、高橋和子議員にお答えしましたとおり、滞納者との連絡を絶つことなく折衝することや、新たな滞納者を長期滞納者にしないことが肝要と考えております。そのため、税務担当課及びそれぞれの所管課において、日中はもとより夜間においても各家庭を訪問し、納付指導や納付相談を行う中で、生活の見直しなども含めて納付計画を立てるよう要請し、早期に完納への道筋をつけることで、滞納の長期化・高額化による納付意欲の喪失を招かないよう取り組んでまいります。

昨今の日本経済は回復基調を示しているところであります。県内の情勢を見ますと、製造業等は一部持ち直し傾向にあるものの、依然足踏状態が続いており、雇用・所得環境に明確な改善がなく、納税者等を取り巻く環境は依然として厳しい状況であります。このため、今後も税収及び税外収入の確保に、かなりの困難が予想されるところであります。不誠実な滞納者に対しましては、収入・資産・生活状況などを調査して納付を

促すとともに、税に関しては給与・預貯金、さらには国税還付金・売掛金など債権の差し押えを実施するなど、滞納額の圧縮に鋭意努力しているところであります。

次に、不納欠損処理の状況ですが、各旧市・町で平成16年度に行った不納欠損処理は、市税、国保税が合計で6,500件の1億4,900万円、上下水道等の合計額が157万円となっております。

欠損処理に当たっては、公平を確保するという観点から安易に処理することなく、財産調査及び生活困窮の判断等、個々及び総合的に調査・分析の上、慎重かつ厳正に対処してまいりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、アスベスト問題であります。

(1)の本市の学校(古い建造物)公共建築物等に使用されていないか確認されているかについてですが、これまで小松幸夫議員にお答えしましたとおり調査分析を急いでいるところであります。

いずれにいたしましても、健康問題に関する喫緊の課題だけに、調査結果の対象施設について分析を急ぐとともに適切に対処してまいります。

次に、(2)民間の建物、他施設等についてはどうか、についてであります。先般、県より市に対し、一定規模以上の建築物を対象にリストアップするよう緊急の調査依頼がありました。これは、建築物の所有者または管理者に対し、自主点検及び改善を促すためのものであり、調査結果に基づき、必要に応じて改善を指導するなどの適切な措置を講じようとするもので、調査の結果130棟が対象となることが判明いたしました。

また、一般住宅につきましては、露出して吹きつけアスベストが使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散する恐れがあり危険であるといわれています。吹きつけアスベストは、戸建て住宅では通常使用されておりませんが、専門の工事業者や測定機関に相談するほか...【何ごとか呼ぶ者あり】えっ、あといいって。敬意を表して、さっき申し上げましたように、繰り返しになるでしょうけれども説明させてください。吹きつけアスベストは、戸建て住宅では通常使用されておりませんが、専門の工事業者や測定機関に相談するほか秋田県由利地域振興局内にも相談窓口がございますので、安全対策に努めていただきたいと思います。

本市といたしましても、市民に対し各担当部門が必要に応じて情報提供等を行うとともに、生活環境課内に市民相談の総合窓口を設置し、不安解消に向け取り組んでまいります。

(3)のガス水道局に関するのは企業管理者が答弁いたします。

時間ですか。

議長(齋藤栄一君) はい。まあ、簡潔に答弁してください。

市長(柳田弘君) きょうの最後でありますので、ひとつ。

(4)の本市内にアスベストによる健康被害を訴えている被害者がいるか、または中皮腫などの疾病者については確認されているか、についてであります。

アスベストにかかわる健康被害につきましては、7月23日から県内の各保健所及び関係機関に窓口を設けて住民からの相談を受けておりますが、本市住民の相談窓口である由利本荘保健所管内では、これまでのところ、アスベストを吸い込んでいた可能性がある場合の検査の必要性や検査医療機関の紹介等の相談が3件あり、健康被害を訴える住

民はいないとのことであります。

また、中皮腫などの疾病者の確認につきましては、アスベストに起因するものを含めて、プライバシーの観点から困難であります。国では中皮腫による死亡者について、厚生労働省が研究班を設置し、現在調査中であり、県においても独自に調査を行う予定であると伺っております。

以上であります。

議長、各位、議員の方から寛大な配慮いただきましてありがとうございます。

終わります。

議長（齋藤栄一君） 佐々木企業管理者。

【「議長おかしいんでないか」と呼ぶ者あり】

【「おかしいよ。40分になったら終わりだ」と呼ぶ者あり】

【「時間何分延長認めるんですか」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） いや、答弁だけはまず、あと少しですからお願いします。簡潔にお願いします。

【企業管理者（佐々木秀綱君）登壇】

企業管理者（佐々木秀綱） 佐藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

アスベスト問題についての3項目目の石綿セメント管の布設がえ計画についてでございますが、水道管の総延長に占める石綿セメント管の延長は、平成16年度末において全延長約659キロメートルのうち、63キロメートルとなっております。

石綿セメント管の布設がえにつきましては、年次計画による布設がえ、また公共下水道事業・農業集落排水事業等の関連工事として施行してありまして、矢島地域・西目地域は既に更新を終えておるところであります。

また、由利地域におきましても本年度施行の由利地区簡易水道施設整備事業の完了をもって布設がえを終えることとなります。

一方、布設がえ未完了地域となっております本荘地域においては7.7キロ、鳥海地域においては48.8キロとなっておりますが、今後も引き続き施行してまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（齋藤栄一君） 時間でありますので、84番佐藤清君の一般質問を終了します。

議長（齋藤栄一君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

あすは、引き続き一般質問を行うほか、提出議案に対する質疑、決算審査特別委員会の設置並びに委員の選任などを行います。

本日は、これにて散会いたします。

なお、先ほど台風14号に関する対策室設置について、当局からの報告を申し上げました。当局としては、本日の会議終了後、台風の今後の動向や气象台、県からの情報を分析しながら、この後の対応について協議してまいりたいとの報告がありましたので申し上げます。

以上です。

御苦労さまでした。

午後 4時34分 散 会